

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3163号)

<目次>

1	諮問書	1
2	概要	2
3	改正案	13

(公印・契印省略)

諮問第3163号
令和5年3月24日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）
第41条第1項から第3項まで及び同条第5項の規定による事業用
電気通信設備の技術基準に係る省令委任事項を定めるため、別紙の
とおり電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の
一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき諮問する。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

— ネットワークのクラウドネイティブ化に対応した技術基準の適用範囲の見直し —

令和5年3月24日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部

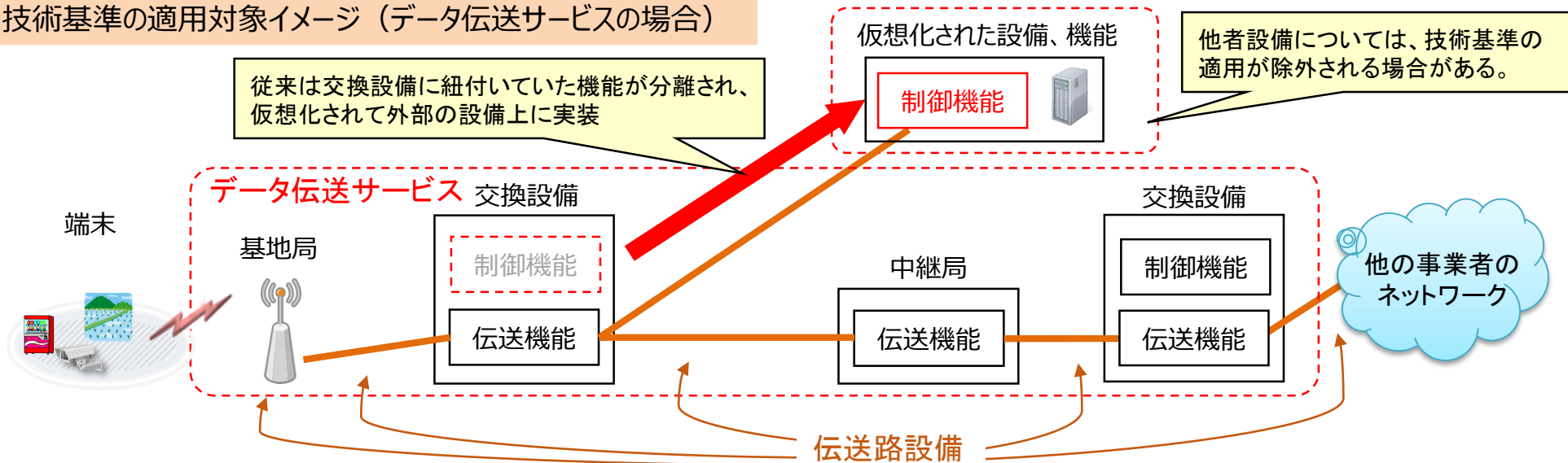
- 電気通信事業法では、電気通信回線設備※を設置する電気通信事業者(回線設置事業者)等に対し、技術基準として損壊・故障対策等を求めることで、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保が図られている。
※ 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
- 一方で、他者設備は、「損壊又は故障による利用者への影響が軽微なもの」として位置づけられており、技術基準への適合維持義務が除外される場合がある。
- 近年、仮想化技術等の進展によって、仮想化したコアネットワークの機能をクラウド事業者に移管したり、クラウド事業者等が情報通信ネットワークの制御等に係る重要な機能を外部の需要に応じて提供したりするようなビジネスも実現しつつあり、「他者設備は損壊又は故障による利用者への影響が軽微なものである」という考え方が、実態に合わなくなってきている。

【コアネットワークの機能の外部化に関する動き】

- ・ 2021年6月、米国の通信事業者AT&Tが、仮想化したコアネットワークの機能をクラウド事業者に移管する旨、発表。
- ・ 2023年2月、NTTドコモとNECが、5G コアネットワークと外部のクラウドサービスを連携させたハイブリッドのネットワーク構成におけるキャリアグレードの基本冗長設計を完了した旨、発表。

出典:AT&T「AT&T Moves 5G Mobile Network to Microsoft Cloud」(2021年6月30日)、
 NTTドコモプレスリリース「世界初、アマゾン ウェブ サービスを活用したハイブリッドクラウド構成の5G コアネットワークの冗長設計とエッジ向け5Gユーザー通信装置の基本動作に成功」(2023年2月22日)

技術基準の適用対象イメージ (データ伝送サービスの場合)



<検討事項>

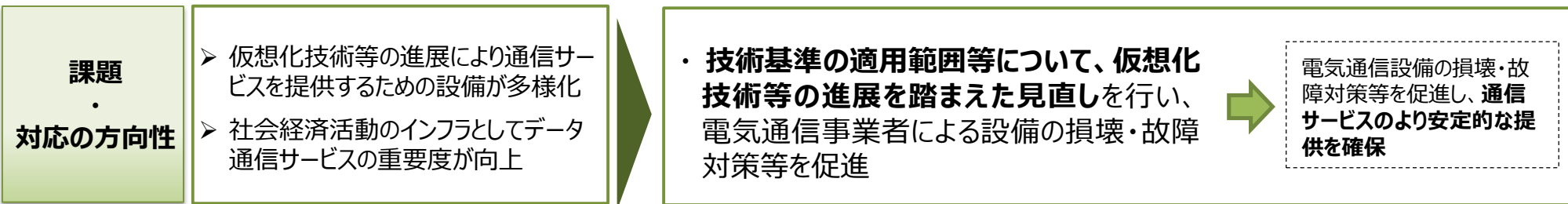
仮想化技術等の進展に伴うネットワークの多様化・複雑化に対応した電気通信設備に係る技術的条件

<背景>

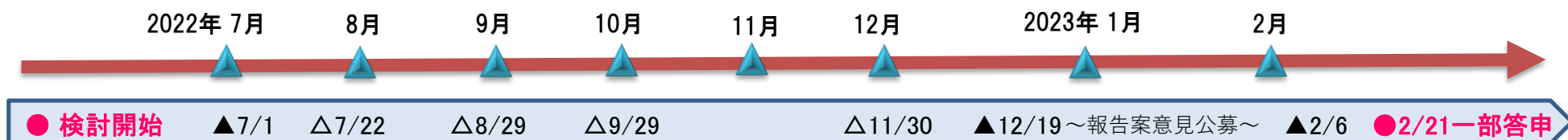
- 情報通信分野における技術の進展により、ネットワークへの仮想化技術の導入やクラウドサービスの利用が進み、多様な電気通信設備等を使用したネットワークの構築等が行われるようになるとともに、関与するステークホルダーが増加し、通信サービスの提供構造の多様化・複雑化等が進展。
- こうした状況下においても、国民生活や社会経済活動の重要なインフラになっている様々な通信サービスを確実かつ安定的に提供できる情報通信ネットワークを確保していくことを目的として検討を実施。

<検討課題>

仮想化技術等の進展を踏まえた技術基準等の在り方



<スケジュール>



- ・IPネットワーク設備委員会(7/1) 検討開始
- ・技術検討作業班(7/22) 事業者ヒアリング①
- ・技術検討作業班(8/29) 事業者ヒアリング②
- ・技術検討作業班(9/16) 論点整理

- ・技術検討作業班(11/30) 報告案
- ・IPネットワーク設備委員会(12/19) 報告案とりまとめ
- ・IPネットワーク設備委員会(2/6) 意見募集結果の反映
- ・情報通信技術分科会(2/21) 一部答申

改正の主なポイント

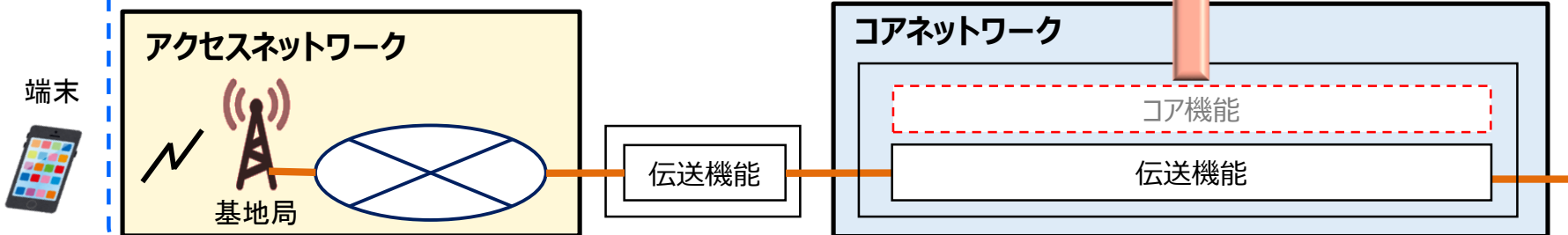
- ①交換機能、②電気通信設備の制御機能(仮想化した機能を制御するための機能を含む。)、③電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能、④通信の接続又は認証に係る加入者管理機能を、重要な機能(以下「コア機能」という。)として特定。コア機能については、他者設備(クラウドサービスの提供に係る設備を含む。)を通じて提供される場合においても技術基準の適用対象とする。【施行規則第27条の2第3号】
 - 事業用電気通信設備の自己確認の届出事項に、コア機能の提供に係る他者設備の管理に関する説明書を追加。【施行規則第27条の5第1号】
 - 電気通信事業者が自ら定める管理規程の届出事項として、コア機能を提供する事業用電気通信設備の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合(クラウドサービス等を通じて他者からコア機能の提供を受ける場合を含む。)における業務管理体制に関する事項を追加。【施行規則第29条第1項】
- ※ あわせて、メタルインターネットプロトコル電話用設備と、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備について、事業用電気通信設備の自己確認の届出項目が明確になるように整理。(届出項目に変更を加えるものではない。)(施行規則第27条の5)

電気通信事業者が技術基準適合の自己確認を行うべき対象として明示

他者設備を設置する者との契約・合意等を通じて、技術基準の適用を始め、電気通信事業法上の義務が履行可能な体制の構築を求める。



電気通信事業者の電気通信回線設備



② 他事業者のネットワーク

制度改正に伴うマニュアル等の整備

【諮問対象外】

事業用電気通信設備の自己確認届出に関する記載マニュアル

- 総務省では、携帯電話用設備を例として、電気通信事業者が技術基準適合の自己確認届出書を作成する際の具体例を示した「電気通信事業法に基づく事業用電気通信設備(携帯電話用設備)の自己確認届出に関する記載マニュアル」を策定し、公表している。
- 今般の改正に合わせて、技術基準適合自己確認の対象となる設備(他者設備を含む。)の範囲を明確化するとともに、コア機能の提供に係る他者設備の管理に関する説明書の記載方法を追記。

管理規程記載マニュアル

- 総務省では、電気通信事業者が自ら定める管理規程の各記載事項について具体例を示した「管理規程記載マニュアル」を策定し、公表している。
- 今般の改正に合わせて、コア機能を提供する事業用電気通信設備の全部又は一部を構成する設備の運用を委託している場合や、他者が提供するクラウドサービス等を通じてコア機能の提供を受ける場合に求められる業務管理体制の記載方法を追記。

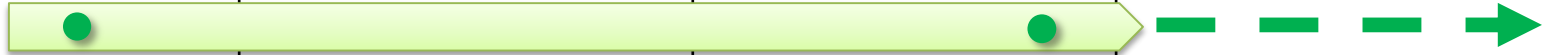
その他

以下の告示について、手続等のデジタル化を促進するための改正※を実施。

- 平成27年総務省告示第67号(管理規程の細目を定める件)
- 昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)

※ 「建築物等において掲示する方法」等の物理空間上での行動を前提とした例示の削除、
電気通信役務の品質について定期的に確認を求める際にデジタル技術の活用による確認を含むことを明記 等

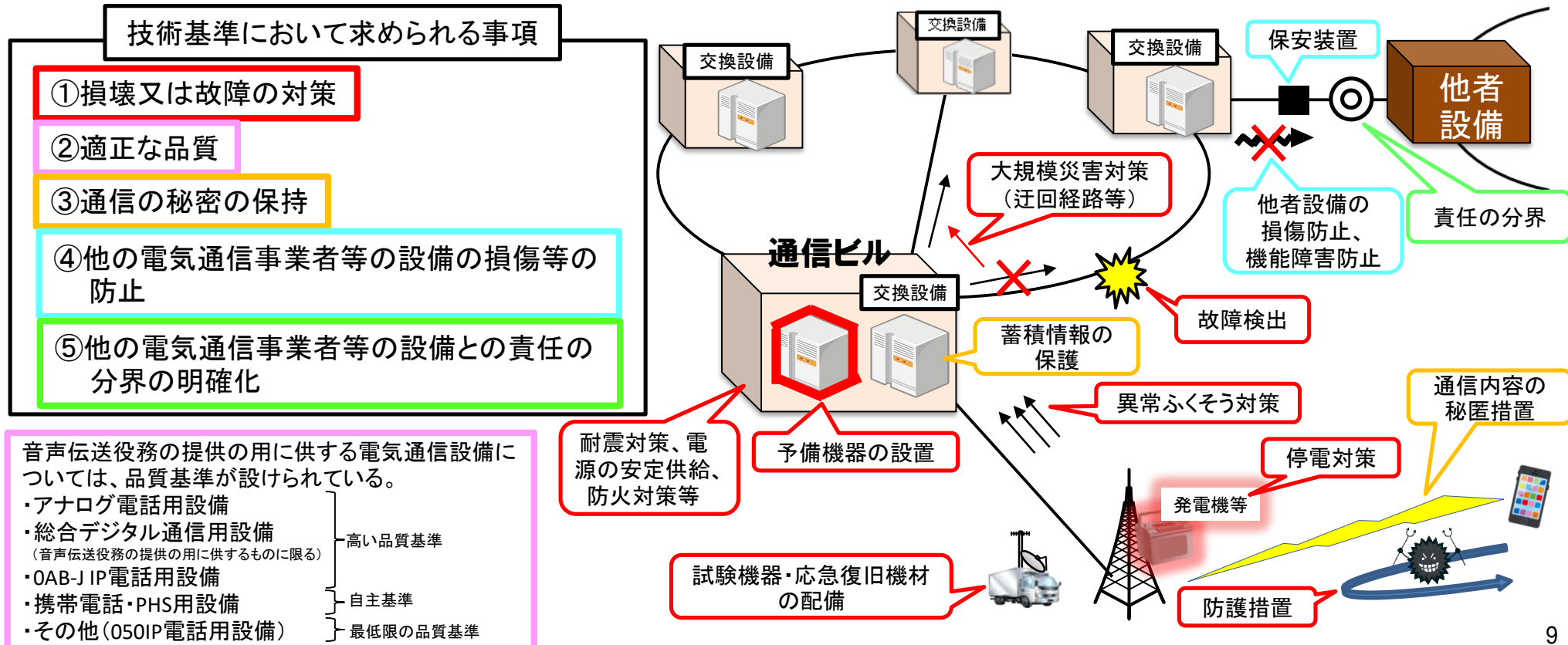
	令和5年			
	3月	4月	5月	6月
改正に係るスケジュール(想定)	<p>■ 情報通信行政・郵政行政審議会(電気通信事業部会)</p>			
	<p>3/24(金) 諮問</p>	<p>パブコメ 3/25(土)~4/24(月)(31日間)</p>		<p>答申(予定)</p>



答申をいただいた後、速やかに制定

参考資料

- 電気通信事業法では、通信サービスの安定的かつ確実な提供を確保するために、
 - 伝送路設備を含む電気通信回線設備(※1)を設置する電気通信事業者
 - 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務(※2)を提供する電気通信事業者
 - (※1) 伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
 - (※2) 有料で利用者100万人以上のサービス、音声伝送携帯電話番号(090、080、070番号)の指定を受けて提供されるサービス
- に対して、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を、総務省令(事業用電気通信設備規則)で定める技術基準に適合するように維持することを義務づけている。
- 上記事業者は、事業用電気通信設備の使用を開始する前に、技術基準に適合していることを自ら確認し、その確認結果を総務大臣に届け出なければならない。

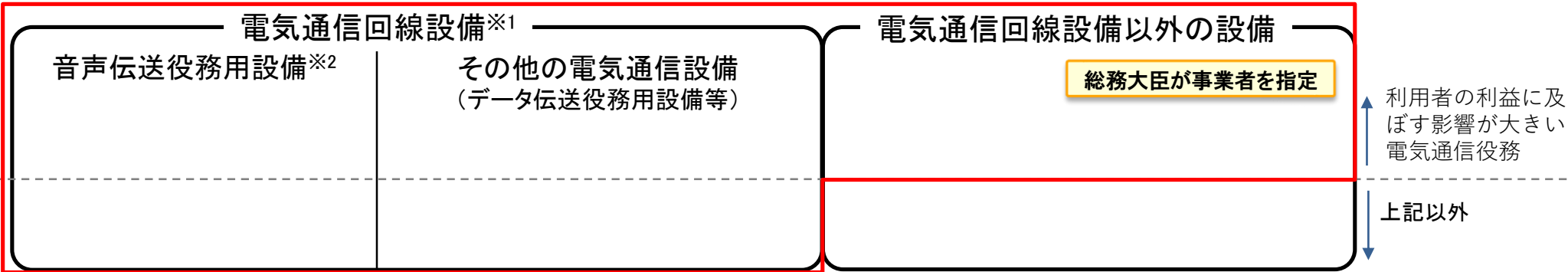


他者設備に対する技術基準の適用範囲

- 電気通信事業法では、他者設備については、損壊又は故障による利用者への影響が軽微なものとして位置づけられており、基本的には技術基準への適合維持義務が除外されている。
 - ただし、音声伝送役務や、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務*については、その役務の確実かつ安定的な提供が重要視されていることから、他者設備も含めて技術基準への適合維持義務が課されている。
- (*) 有料で利用者100万人以上のサービス、音声伝送携帯電話番号(090、080、070番号)の指定を受けて提供されるサービス

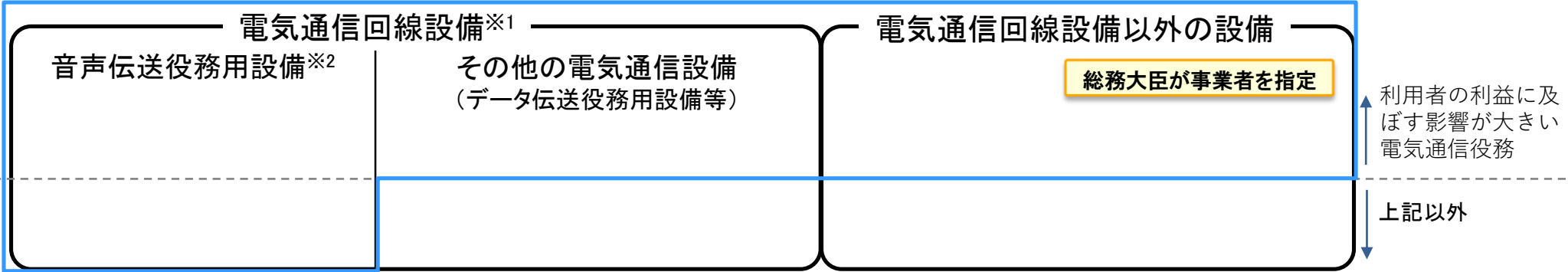
自らの設備に対する技術基準の適用範囲

*赤枠内で囲まれた部分が技術基準の適用範囲



他者設備に対する技術基準の適用範囲

*青枠内で囲まれた部分が技術基準の適用範囲

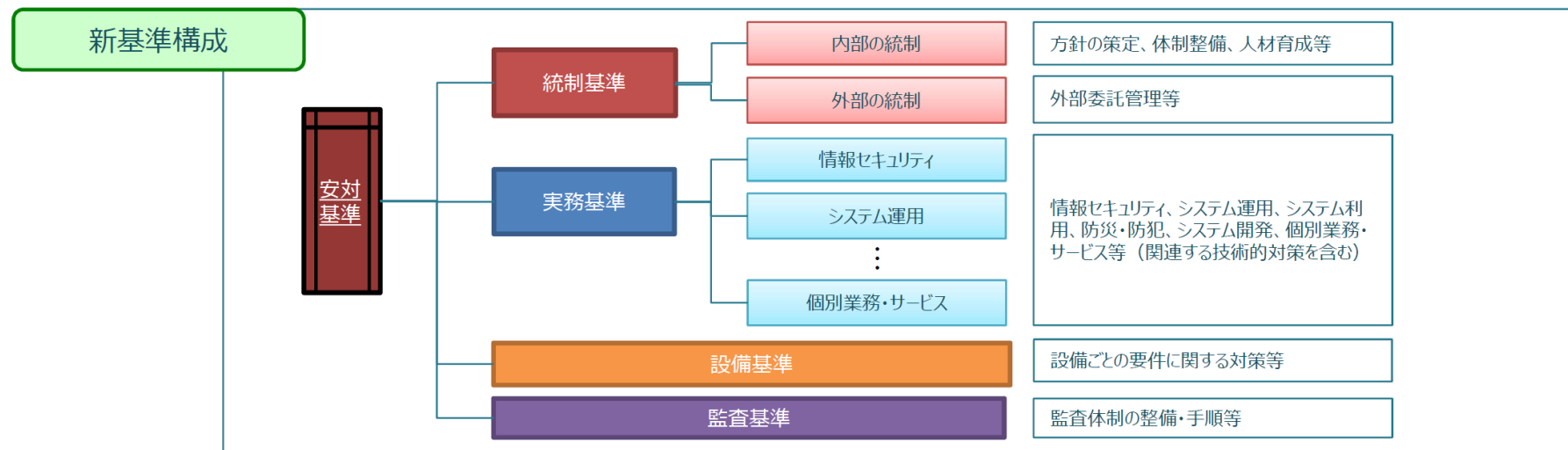


※1 電気通信回線設備：送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備（伝送路設備を含まない交換設備等は電気通信回線設備には該当しない。）

※2 音声伝送役務用設備：アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る）、固定電話番号を使用するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備

- 金融機関等の情報システムを取り巻く状況の変化を捉え、公益財団法人 金融情報システムセンターでは、外部委託に関する有識者検討会等を開催し、安全対策の方向性や諸課題をテーマに検討。その成果は、「**金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書**」としてとりまとめられ、改訂版が公表されている。
 - 他者のクラウドサービス等を利用する際の外部の統制については、外部の統制を行うために実施すべき外部委託管理等に関する基準項目として、例えば、「**外部委託管理**」(統20、統21、統22、統23)や「**クラウドサービスの利用**」(統24)として**統制基準が具体化**されている。
- また、同センターでは、クラウドサービスが高度化・多様化し、セキュリティリスクも高度化する中で、クラウドサービス固有の特性を踏まえた、安全対策基準の適用の仕方に関する解説書として、2021年5月に「**金融機関等におけるクラウド導入・運用に関する解説書(試行版)**」をとりまとめ、頒布している。

○ 金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書(第9版 令和3年12月版)の構成



出典:安全対策基準(第9版)の改訂概要(平成29年12月20日、公益財団法人 金融情報システムセンター)より

https://www.fsa.go.jp/singi/kessai_kanmin/siryou/20171220/04.pdf

金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書(第9版 令和3年12月版)(同センター)

「金融機関等におけるクラウド導入・運用に関する解説書(試行版)」(2021年5月、同センター)

基準中項目	基準番号	基準小項目	内容	解説
外部委託管理	統20	外部委託を行う場合は、事前に目的、範囲等を明確にするとともに、外部委託先選定の手続きを明確にすること。	適切な外部委託先を選定するため、外部委託を行う場合は、事前に目的、範囲等を明確にするとともに、選定手続きを明確にし、外部委託先を客観的に評価すること。また、外部委託先の決定にあたっては、責任者の承認を得ること。	(省略)
	統21	外部委託先と安全対策に関する項目を盛り込んだ契約を締結すること。	安全性確保のため、機密保護、安定的なシステム運用等に関する項目を盛り込んだ契約を締結すること。	(省略)
	統22	外部委託先の要員にルールを遵守させ、その遵守状況を確認すること。	セキュリティ管理を適切に行うため、外部委託先の要員に対し、委託業務の内容や作業の範囲に応じて、セキュリティポリシーをはじめとした各種ルールの遵守を義務づけ、その遵守状況を確認すること。	(省略)
	統23	外部委託における管理体制を整備し、委託業務の遂行状況を確認すること。	外部委託先のセキュリティ管理状況及び、委託した業務が適切に遂行されているかを確認するため、委託業務の内容または作業の範囲に応じて、外部委託管理体制を整備するとともに、委託契約に基づき委託業務の遂行状況を確認すること。	(省略)
クラウドサービスの利用	統24	クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービス固有のリスクを考慮した安全対策を講ずること。	クラウド事業者に対する統制を十分かつ実効的に機能させるため、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービス固有のリスクを考慮した安全対策を講ずること。	(省略)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(第一号基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの(即ち電気通信役務に該当するものを含む。)とする。</p> <p>一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ及び第三号ニ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。)(ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)</p> <p>「イ」ハ 略</p> <p>「二」四 略</p> <p>(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)</p> <p>第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>「一」 略</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業者の用に供しないもの</p> <p>「イ」 略</p> <p>ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ、第二号イ及び第三号イ並びに第二十七条の五第一項第一号、第一号の二、第九号及び第九号の二において単に「総合デジタル通信用設備」という。)</p> <p>「ハ」ト 略</p> <p>三 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる機能を提供する電気通信設備を除く。)</p> <p>イ 交換機能</p> <p>ロ 電気通信設備の制御機能(仮想化した機能を制御するための機能を含む。)</p> <p>ハ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能</p> <p>ニ 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能</p> <p>「略」</p> <p>四 略</p> <p>(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)</p> <p>第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。))の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。</p> <p>「一」 略</p>	<p>(第一号基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 「同上」</p> <p>一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。)(ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)</p> <p>「イ」ハ 同上</p> <p>「二」四 同上</p> <p>(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)</p> <p>第二十七条の二 「同上」</p> <p>「一」 同上</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ」 同上</p> <p>ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」という。)</p> <p>「ハ」ト 同上</p> <p>「新設」</p> <p>三 「同上」</p> <p>(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)</p> <p>第二十七条の四 「同上」</p> <p>「一」 同上</p>

二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信業務の種類を変更する場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）に該当しなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備に該当しなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

三 既に他の電気通信事業者によって事業用電気通信設備の自己確認が行われた電気通信設備を自己の用に供することを目的として使用する場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 二線式アナログ電話用設備及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（通話品質にあつては、ワイヤレス固定電話用設備を除く。総合品質にあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備に限る。ネットワーク品質にあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）を劣化させることとなる場合

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合

ハ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）に該当しなかつた他の電気通信事業者の電気通信設備をこれらのいずれかの事業用電気通信設備として自らが使用する場合

ニ ハに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備に該当しなかつた他の電気通信事業者の電気通信設備をこれらのいずれかの事業用電気通信設備として自らが使用する場合

四 「略」
（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

二 「同上」

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送業務の提供の用に供するものに限る。）に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

〔新設〕

三 「同上」

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 「同上」

- 一 二線式アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類
 - 「イ」ツ 略
 - 「削る」
 - 「削る」
 - 「削る」
 - 「削る」
 - 「略」
- ム 電気通信事業者が自ら設置する電気通信設備以外の電気通信設備（第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を提供する電気通信設備に限る。）の管理に関する説明書
 - ウ 「略」
 - エ 「略」
 - オ 其他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）
 - カ 二 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類
 - イ 前号に掲げる書類（同号ノに掲げるものを除く。）
 - ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
 - ハ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
 - ニ 安定品質を確保するための措置に関する説明書
 - ホ 其他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）
 - 一 の三 ワイヤレス固定電話用設備（法第四十一条第三項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるものを除く。）
 - 「ロ」ニ 略
 - 二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びノに掲げるものを除く。）

- 一 二線式アナログ電話用設備（ワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類（ネからラまでにあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）
 - 「イ」ツ 同上
 - 「削る」
 - 「削る」
 - 「削る」
 - 「削る」
 - 「略」
- ナ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
- ニ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
- ラ 安定品質を確保するための措置に関する説明書
- ム エ 同上
- 「新設」
- カ 同上
- ク 同上
- ケ 其他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）
- 「新設」
- 一 の二 「同上」
- イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）
- 「ロ」ニ 同上
- 二 「同上」
- イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

- 〔ロ〕ホ 略
- 三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。）次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、ラ及びビノに掲げるものを除く。）
- 〔ロ〕略
- 四 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びビノに掲げるものを除く。）
- 〔ロ・ハ 略〕
- 五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びビノに掲げるものを除く。）
- 〔ロ・ハ 略〕
- 五の二 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ウ及びビノに掲げるものを除く。）
- 〔ロ〕ニ 略
- 六 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備 次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ウ及びビノに掲げるものを除く。）
- 〔ロ・ハ 略〕
- 〔七〕略
- 八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、ヘ、ソ及びビノに掲げるものを除く。）
- 〔ロ〕ホ 略
- ヘ インターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備における総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
 - ト インターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する測定方法に関する説明書
 - チ インターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書
- 〔リ〕略
- 八の二 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類

- 〔ロ〕ホ 同上
- 三 〔同上〕
- イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、キ及びビクに掲げるものを除く。）
- 〔ロ〕同上
- 四 〔同上〕
- イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びビクに掲げるものを除く。）
- 〔ロ・ハ 同上〕
- 五 〔同上〕
- イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びビクに掲げるものを除く。）
- 〔ロ・ハ 同上〕
- 五の二 〔同上〕
- イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、キ、ノ及びビクに掲げるものを除く。）
- 〔ロ〕ニ 同上
- 六 〔同上〕
- イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、キ、ノ及びビクに掲げるものを除く。）
- 〔ロ・ハ 同上〕
- 〔七〕同上
- 八 〔同上〕
- イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ソ及びビクに掲げるものを除く。）
- 〔ロ〕ホ 同上
- ヘ インターネットプロトコル電話用設備における総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
 - ト インターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
 - チ インターネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書
- 〔リ〕同上
- 八の二 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ヲ、ウ及びノに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ト 略〕

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は三総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

九の二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ハ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ニ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ホ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ヘ その他イからホまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ニ 略〕

十一 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ、ヲ及びノに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ソ及びノに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ニ 略〕

十三 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、キ、ノ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ト 同上〕

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は三総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

〔新設〕

十 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ニ 同上〕

十一 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ、キ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

十二 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ニ 同上〕

十三 〔同上〕

<p>に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。) 次に掲げる書類</p> <p>イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びビノに掲げるものを除く。)</p> <p>「ロ」ニ 略</p> <p>十四 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類</p> <p>イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びビノに掲げるものを除く。)</p> <p>「ロ」ニ 略</p> <p>第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。</p> <p>「一」四 略</p> <p>四の二 第一号から第三号までに関する業務管理体制に関する事項(事業用電気通信設備(第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を提供している場合(クラウド・コンピューティング・サービス(インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するサービスをいう。)等を通じて他人から第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能の提供を受ける場合を含む。)に限る。)</p> <p>イ 委託先の電気通信設備の安定的な使用に関する措置に関すること。</p> <p>ロ 委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に関すること。</p> <p>ハ 電気通信事業法に定める電気通信事業者の義務の履行に必要な措置に関すること。</p> <p>ニ 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、電気通信設備の運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に関すること。</p> <p>「五・六 略</p> <p>「2 略</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びビクに掲げるものを除く。)</p> <p>「ロ」ニ 同上</p> <p>十四 「同上」</p> <p>イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、キ、ノ及びビクに掲げるものを除く。)</p> <p>「ロ」ニ 同上</p> <p>「2 同上</p> <p>第二十九条 「同上」</p> <p>「一」四 同上</p> <p>「新設」</p> <p>「五・六 同上</p> <p>「2 同上</p>
---	--

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 自ら設置する電気通信設備以外の電気通信設備（この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を提供する電気通信設備に限る。）の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている事業用電気通信設備の自己確認について、新規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に新規則第二十七条の五第二項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

第三条 自ら設置する電気通信設備以外の電気通信設備（新規則第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を提供する電気通信設備に限る。）の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている管理規程について、新規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に電気通信事業法第四十四条第三項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

電気通信事業法に基づく
事業用電気通信設備(携帯電話用設備)
の自己確認届出に関する記載マニュアル

令和 ● 年 ● 月
総務省 総合通信基盤局
電気通信技術システム課

(※ 赤字部分が今回の変更箇所)

1. はじめに
2. 技術基準適合自己確認の対象となる設備
3. 事業用電気通信設備の技術基準と自己確認届出の対応関係
4. 技術基準適合自己確認に関する解説

はじめに

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第41条において、電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)を設置する電気通信事業者、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者及び内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第27条の2の2第2項)で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令(事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。以下「設備規則」という。))で定める技術基準に適合するように維持することが義務付けられている。

また、法第42条においてこれらの電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備が、法第41条の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令(施行規則第27条の3)で定めるところにより、自ら確認することを義務付けられるとともに、当該電気通信設備の使用の開始前に、総務省令(施行規則第27条の5)で定めるところにより、その確認の結果を総務大臣に届け出ることを義務付けている。

本マニュアルは、携帯電話用設備を例にとり、法第42条に基づく確認(以下「技術基準適合自己確認」という。)の届出書類(以下「自己確認届出」という。)を作成する際の参考とすることができるよう設備規則と自己確認届出の対応関係を整理すると共に、設備規則の解説及び設備規則に対応する届出項目(施行規則第27条の5第1項第4号)の記載内容の具体例を示したものである。

2.技術基準適合自己確認の対象となる設備

技術基準適合自己確認の対象となる設備

法第41条第1項において、施行規則第27条の2で定める損壊又は故障による影響が軽微な電気通信設備については、技術基準の適合維持義務の適用が除外されている。損壊又は故障による影響が軽微な電気通信設備には、他者が設置する設備(以下「他者設備」という。)の一部が含まれるが、音声伝送役務用設備(アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、固定電話番号を使用するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備)や、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして施行規則第27条の2の2第2項で定める電気通信役務を提供する電気通信設備については、他者設備も含めて技術基準適合自己確認の対象となる。

また、①交換機能、②電気通信設備の交換機能、③電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能及び④通信の接続又は認証に係る加入者管理機能(以上まとめて「⑤コア機能」という。)を提供する電気通信設備については、他者設備も含めて技術基準適合自己確認の対象となる。具体的な例としては、電気通信事業者がクラウド・コンピューティング・サービス等を通じて他者からコア機能の一部の提供を受ける場合には、当該機能の提供に係る他者設備についても、当該設備を使用する電気通信事業者が技術基準適合の自己確認を行う必要がある。ただし、コア機能の提供に係る電気通信設備が既に他の事業者によって同等の設備として技術基準適合自己確認が行われたものである場合には、改めての技術基準適合自己確認は必要としない。

①から④までに掲げる各機能の説明は、以下のとおり。

① 交換機能

電気信号の伝送を目的として、通信路の設定、回線のつなぎ換え等を行うための機能をいう。

② 電気通信設備の制御機能

セッション制御、端末の位置管理、ポリシー制御等を行うためにやり取りされる一連の制御処理を行うための機能をいう。その機能が仮想化され、ソフトウェアによって提供される場合を含む。

③ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能

ネットワークの運用に係る機能をいい、ネットワークオペレーションセンターにおいて具備されるような機能が該当する。

④ 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能

通信の接続又は認証のために、電気通信番号、認証情報、課金等を加入者ごとに管理する機能をいう。

⑤ コア機能

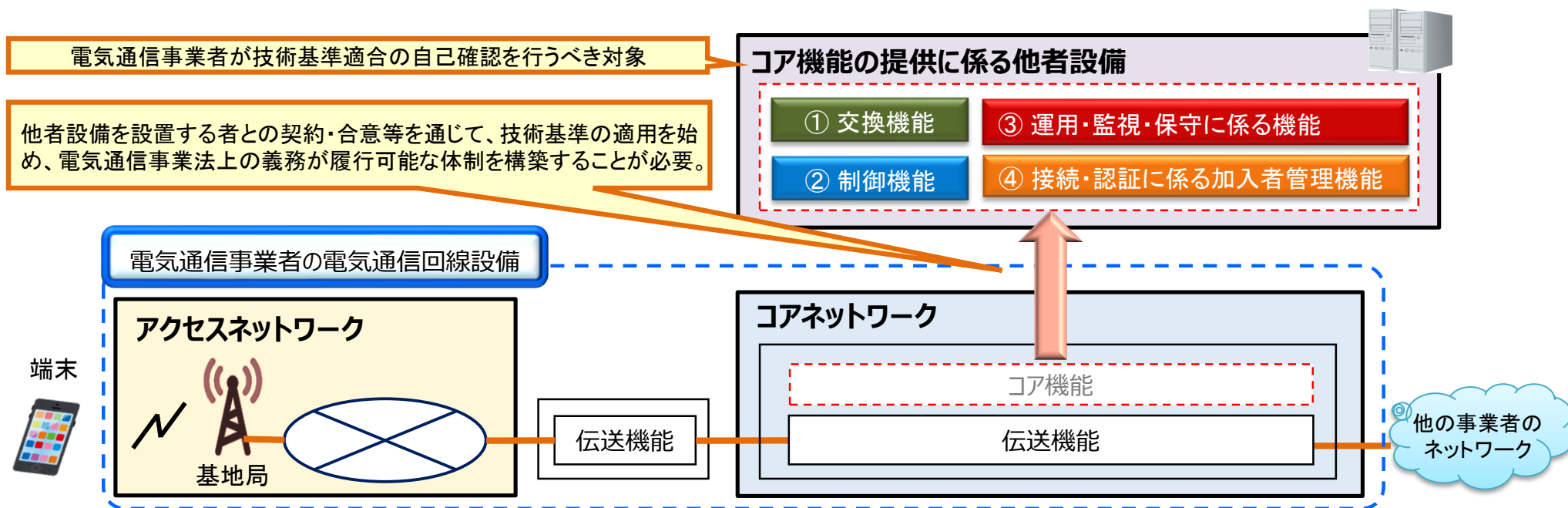
該当する機能を、以下のとおり例示する。

- CSCF(Call Session Control Function)
- P-GW(Packet data network GateWay)
- S-GW(Serving GateWay)
- PCRF(Policy & Charging Rules Function)
- HSS(Home Subscriber System)
- AMF(Access and Mobility Management Function)
- SMF(Session Management Function)
- PCF(Policy Control Function)
- UDM(Unified Data Management)

技術基準適合自己確認の対象となる設備

- コア機能(①交換機能、②電気通信設備の制御機能(仮想化した機能を制御するための機能を含む。)、③電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能、④通信の接続又は認証に係る加入者管理機能)の提供に係る設備については、他者設備(クラウド・コンピューティング・サービスの提供に係る設備を含む。)を通じて提供される場合においても技術基準の適用対象となる。
- コア機能を提供する事業用電気通信設備の全部又は一部を構成する設備の運用を委託している場合や、他者が提供するクラウド・コンピューティング・サービス等を通じてコア機能の提供を受けている場合においては、他者設備の管理に関する説明書の提出が必要となる。さらに、管理規程についても、業務管理体制に関する事項を追加するための変更届出が必要となる。管理規程の変更の詳細については、「管理規程記載マニュアル」を参照すること。

<他者が提供するクラウド・コンピューティング・サービス等を通じてコア機能の提供を受ける場合のイメージ>



3. 事業用電気通信設備の技術基準と自己確認届出の対応関係

事業用電気通信設備の技術基準と自己確認届出(概要)

(携帯電話用設備の例)

○事業用電気通信設備の技術基準 (設備規則第2章)

第1節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(予備機器等、故障検出、設備の防護措置、試験機器・応急復旧機材の配備、異常ふくそう対策等、耐震対策、電源設備、停電対策、誘導対策、防火対策、屋外設備の防護措置、建築物等の防護措置、**大規模災害対策**)

第2節 秘密の保持

(通信内容の秘匿措置、蓄積情報保護)

第3節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

(損傷防止、機能障害の防止、保安装置、異常ふくそう対策)

第4節 他の電気通信設備との責任の分界

(分界点、機能確認)

第5節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

(基本機能、通話品質、接続品質、総合品質、緊急通報の機能、災害時優先通信の優先的取扱い、異なる電気通信番号の送信の防止等)

(全般)

○技術基準適合自己確認の届出書類 (施行規則27条の5)

- ① 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の設備構成図並びにこれらの接続構成図
 - ⑲ 電気通信事業者が自ら設置する電気通信設備以外の電気通信設備の管理に関する説明書
 - ⑳ 補足するために必要な資料
- ② 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書(これを補足するために必要な資料)
- ③ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書
- ④ 電気通信設備における利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信するプログラムの機能制限等の防護措置に関する説明書
- ⑤ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧
- ⑥ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要応急復旧機材の一覧
- ⑦ 交換設備における異常ふくそう検出方式及びその対策方式に関する説明書
- ⑧ トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置に関する説明書
- ⑨ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における耐震措置に関する説明書
- ⑩ 停電対策措置に関する説明書
- ⑪ 線路設備における誘導対策措置に関する説明書
- ⑫ 電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書
- ⑬ 屋外設備の設置に関する説明書
- ⑭ 電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書
- ⑮ 通信内容の秘匿措置に関する説明書
- ⑯ 電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置に関する説明書
- ⑰ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における保安装置の設置に関する説明書
- ⑱ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点の場所に関する説明書
- ⑲ 分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書
- ⑳ 音声伝送用設備における端末設備等の接続条件に関する書類及び試験結果
- ㉑ 接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書
- ㉒ 緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書
- ㉓ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書
- ㉔ 異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書

事業用電気通信設備規則(省令)に規定されている技術基準

対応する技術基準適合自己確認の届出書類

項目(条項)

規定のポイント

全般(電気通信設備の基本構成)

① 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の**設備構成図**並びにこれらの**接続構成図**(これを補足するために必要な資料)

② **電気通信事業者が自ら設置する電気通信設備以外の電気通信設備の管理に関する説明書**

② 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における**予備設備の設置等**に関する説明書(これを補足するために必要な資料)

③ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における**故障等の検出方式及び通知方式**に関する説明書

④ 電気通信設備における利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信する**プログラムの機能制限等の防護措置**に関する説明書

⑤ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している**主要試験機器の一覧**

⑥ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している**主要応急復旧機材の一覧**

⑦ 交換設備における**異常ふくそう検出方式及びその対策方式**に関する説明書

⑧ **トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置**に関する説明書

⑨ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における**耐震措置**に関する説明書

予備機器等(第4条)

- ・通信路の設定に直接係る**交換設備**の機器の**機能**を代替する**予備機器の設置等**(義務)
- ・**伝送路設備**の**予備回線の設置**(義務)
- ・**伝送路設備**において回線に共通に使用される機器の**機能**を代替する**予備機器の設置・故障発生時の切替え等**(義務)
- ・交換設備相互間を接続する**伝送路設備**の複数経路による**設置**(義務)

故障検出(第5条)

- ・電源停止、共通制御機器の動作停止等の**故障発生時の検出・通知機能の具備**(義務)

設備の防護措置(第6条)

- ・他の設備から受信したプログラムにより役務提供に重大な支障を及ぼさないための**機能制限等の防護措置**(義務)

設備の損壊・故障対策(第2章第1節)

試験機器・応急復旧機材の配備(第7条)

- ・事業場における点検・検査に必要な**試験機器の配備等の措置**(義務)
- ・事業場における故障時の応急復旧に必要な**機材の配備等の措置**(義務)

異常ふくそう対策等(第8条)

- ・**交換設備**における**異常ふくそう**の検出・通信規制**機能**の保有(義務)
- ・トラヒックの瞬間的・急激な増加の**発生防止・抑制措置**又は十分な通信容量の**設備設置**(義務)
- ・制御信号増加による設備の**負荷軽減措置**又は十分な通信容量の**設備設置**(義務)

耐震対策(第9条)

- ・地震による転倒・移動を防止するための床への**緊結等の耐震措置**(義務)

事業用電気通信設備の技術基準と自己確認届出(携帯電話用設備の例)【2/4】

事業用電気通信設備規則(省令)に規定されている技術基準

項目(条項)

規定のポイント

**電源設備
(第10条)**

・消費電流の安定供給に対応した**容量**、電力供給に係る電源設備の**予備機器の設置・故障時の切替**(義務)

**停電対策
(第11条)**

・自家用**発電機**又は**蓄電池の設置**(交換設備は両方必要)(義務)
 ・自家用発電機等用の**燃料**の十分な**備蓄・補給手段確保**(努力義務)
 ・都道府県庁等に係る端末系伝送路と交換設備について、上記2点の電力供給の**長時間停止を考慮した措置**(義務)

**誘導対策
(第12条)**

・強電流電線からの電磁誘導による**異常電圧・電流を防止した線路設備の設置**(義務)

**防火対策
(第13条)**

・自動火災報知器・消火**設備の設置**(義務)

**屋外設備の防護措置
(第14条)**

・気象変化・振動・衝撃等の**影響を容易に受けない屋外設備の設置**(義務)

**建築物等の防護措置
(第15条)**

・**建築物等**が自然災害等の**被害を容易に受けない環境、堅固・耐久性、安定に動作する温度・湿度の維持、施錠等の防護措置**(義務)

**大規模災害対策
(第15条の3)**

・**ループ上のネットワークを横断する伝送路設備の設置**(努力義務)
 ・都道府県庁等の通信確保に使用される基地局・交換設備間の**伝送路設備の複数経路による予備回線の設置**(努力義務)
 ・**役務に係る情報管理・制御・端末認証等を行う設備の複数地域への分散設置**(努力義務)
 ・**伝送路設備を複数経路で設置する場合の離隔設置**(努力義務)
 ・自治体による防災計画やハザードマップを考慮した設備の**設置等の防災措置**(努力義務)

設備の損壊・故障対策
(第2章第1節)

対応する技術基準適合自己確認の届出書類

② 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における**予備設備の設置等**に関する説明書(これを補足するために必要な資料)【再掲】

⑩ **停電対策措置**に関する説明書

⑪ **線路設備**における**誘導対策措置**に関する説明書

⑫ **電気通信設備**を設置している通信機械室等における**自動火災報知設備及び消火設備の設置状況**に関する説明書

⑬ **屋外設備の設置**に関する説明書

⑭ **電気通信設備**を設置する建築物等における**自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置**に関する説明書

⑳ 補足するために必要な資料

事業用電気通信設備規則(省令)に規定されている技術基準			対応する技術基準適合自己確認の届出書類
項目(条項)		規定のポイント	
秘密の保持 (同章第2節)	通信内容の秘匿措置 (第17条)	・利用者が端末設備等を接続する点における他の通信の内容が判読できない 秘匿措置 (義務)	⑮ 通信内容の秘匿措置に関する説明書
	蓄積情報保護 (第18条)	・利用者の通信の内容等の情報を蓄積する場合の他者による情報の知得・破壊を防止するための 識別符号の照合確認等の防止措置 (義務)	⑯ 電気通信設備に蓄積する 利用者の通信に係る情報の保護措置 に関する説明書
他の設備の損傷・ 機能障害の防止 (同章第3節)	損傷防止 (第19条)	・利用者又は他の電気通信事業者の接続設備を損傷するおそれのある 電力・電流を送出しない (義務)	⑰ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における 保安装置の設置 に関する説明書
	機能障害の防止 (第20条)	・接続設備の機能に障害を与えるおそれのある 電気信号・光信号を送出しない (義務)	
	保安装置 (第21条)	・落雷・強電流電線との混触により 線路設備 に発生した異常電圧・異常電流により接続設備を損傷するおそれのある場合の 保安装置又は保安機能 を有する 装置の設置 (義務)	
	異常ふくそう対策 (第22条)	・他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する 交換設備 に係る異常ふくそうにより他の電気通信事業者の接続する電気通信設備に重大な支障を及ぼさないための 異常ふくそうの検出・通信規制機能 等(義務)	
他の設備との 責任分界 (同章第4節)	分界点 (第23条)	・他の電気通信事業者の電気通信設備との間に 分界点を有し、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せる ものでなければならない(義務)	⑱ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における 分界点の場所 に関する説明書
	機能確認 (第24条)	・分界点において他の電気通信事業者の電気通信設備を 切り離し 等により事業用電気通信設備の 正常性を確認できる措置 (義務)	⑲ 分界点における電気通信設備の 正常性確認方式 に関する説明書

事業用電気通信設備規則(省令)に規定されている技術基準	
項目(条項)	規定のポイント
音声伝送役務用設備(通話品質・緊急通報等) (同章第5節第4款)	基本機能 (第35条の17) ・端末設備等の発信・応答の認識・通知、電気通信番号の認識、通信終了の認識の 機能 (義務)
	通話品質 (第35条の18) ・接続する端末設備等相互間の通話品質の 基準の定め (義務)・ 維持 (努力義務)、定めた基準の事前届出(義務)
	接続品質 (第35条の19) ・基礎トラヒックについて、番号受信から端末設備等への着信までの間の呼損率 0.15以下等 (義務) ・番号送付から発信側の端末設備等に対する呼び出し中等の 通知までの時間30秒以下 (義務)
	総合品質 (第35条の19の2) ・接続する端末設備等相互間の総合品質の 基準の定め (義務)・ 維持 (努力義務)、定めた基準の事前届出(義務)
	緊急通報を扱う事業用電気通信設備 (第35条の20) ・緊急通報の発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じた 警察機関等への接続 (義務) ・緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他発信情報を警察機関等の端末設備に送信する 機能 (義務) ・緊急通報を受信した端末設備から通信終了信号が送出されない限り通話を継続する 機能 又は呼び返し等の 機能 (義務)
	災害時優先通信の優先的取扱い (第35条の21) ・他の通信を制限・停止する 機能 及び識別信号により災害時優先通信を識別できる 機能 により災害時優先通信の優先的な取扱い(義務) ・他の通信の制限・停止した場合における災害時優先通信・他の通信の疎通状況の 記録・分析 、通信容量の 見直し等 (義務)
	異なる電気通信番号の送信の防止 (第35条の22) ・利用者の発信番号と異なる番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に 送信しない措置 (義務)

対応する技術基準適合自己確認の届出書類
⑳ 音声伝送用設備における端末設備等の 接続条件に関する書類及び試験結果
—
㉑ 接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書
—
㉒ 緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書
㉓ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書
㉔ 異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書

4. 技術基準適合自己確認に関する解説

電気通信設備の基本構成

技術基準(設備規則第2章)

なし

対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号イ(同条第1項第4号イにおいて準用))

イ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の設備構成図(これらの設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能を論理的に構成する場合にあつては、当該機能に係る論理的な構成を具体的に示した設備構成図を含む。)並びにこれらの接続構成図

<解説>

- 本届出項目は、自己確認を行う事業用電気通信設備の基本構成を確認するための規定である。

<自己確認届出の記載内容>

- 設備構成図(交換設備)
 - ・交換設備の設備構成図(交換設備がどのような構成となっているかが把握できるよう記載。)
- 設備構成図(伝送路設備)
 - 伝送路設備の設備構成図(伝送路設備がどのような構成となっているかが把握できるよう記載。)
- 設備構成図(付属設備)
 - 付属設備(電源設備、基地局設備等)の設備構成図(付属設備がどのような構成となっているかが把握できるよう記載。)
- 接続構成図
 - ・役務を提供するための各設備の接続を示した接続構成図。
 - ・他者設備を利用している場合は、契約形態(卸電気通信役務、IRU)を記載。また、自社と他者の設備が明確に判別できるように記載。
 - ・他者から卸電気通信役務を提供されている場合は技術基準に適合している設備であることを確認している旨の記載。
- 仮想化技術の導入について
 - ・各設備についてその一部(もしくは全部)の機能を仮想化している場合は、仮想化されている装置の特定、仮想化機能の説明を記載(ネットワークスライシング及び仮想化管理機能(ネットワークオーケストレータ)等について具体的機能及び説明図を記載。)
 - ・他者が提供する機能を利用している場合は、その旨を明記。また、自社と他者の機能が明確に判別できるように記載。

技術基準（設備規則第2章）

なし

対応する自己確認届出項目（施行規則第27条の5第1項第1号△（同条第1項第4号イにおいて準用））

△ 電気通信事業者が自ら設置する電気通信設備以外の電気通信設備（第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を提供する電気通信設備に限る。）の管理に関する説明書

<解説>

- 本届出項目は、コア機能を提供する電気通信設備の管理について規定したものである。
- コア機能を提供する電気通信設備が電気通信事業者自ら設置するものである場合は本項目に定める説明書の提出は不要である。

<自己確認届出の記載内容>

- 他者に運用を委託しているコア機能についての説明。
- 他者が提供するクラウド・コンピューティング・サービス等を通じて提供を受けているコア機能についての説明。
- コア機能を提供する電気通信設備に関する委託先との契約内容、委託先における管理体制等の説明。

予備機器

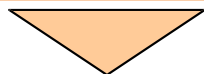
技術基準(設備規則第2章)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(予備機器等)

第四条 通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「故障等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる機器については、この限りでない。

- 一 端末回線(端末設備等と交換設備との間の電気通信回線をいう。以下同じ。)を当該交換設備に接続するための機器
 - 二 当該交換設備の故障等の発生時に、他の交換設備によりその疎通が確保できる交換設備の機器
- 2 伝送路設備には、予備の電気通信回線を設置しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。
- 一 端末回線その他専ら特定の一の者の通信を取り扱う区間に使用するもの
 - 二 当該伝送路設備の故障等の発生時に、他の伝送路設備によりその疎通が確保できるもの
- 3 伝送路設備において当該伝送路設備に設けられた電気通信回線に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。
- 4 交換設備相互間を接続する伝送路設備は、複数の経路により設置されなければならない。ただし、地形の状況により複数の経路の設置が困難な場合又は伝送路設備の故障等の対策として複数の経路による設置と同等以上の効果を有する措置が講じられる場合は、この限りでない。
- 5 固定電話接続用設備は、その故障等の発生時に他の地域に設置された固定電話接続用設備に速やかに切り替えられるようにしなければならない。



対応する自己確認届出項目(施行規則27条の5第1項第1号ロ(同条第1項第4号イにおいて準用))

ロ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書

<解説>

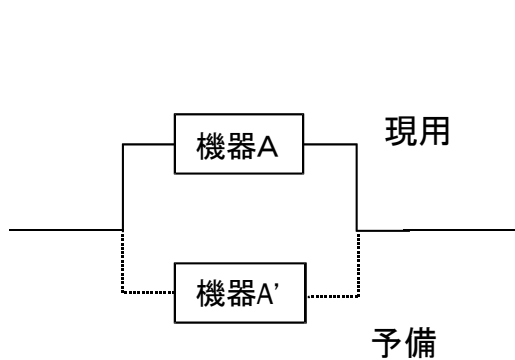
- 設備規則第4条は電気通信回線設備に故障が発生した場合においても、継続して役務を提供できるようにするために必要な予備機器について規定したものである。
- 予備機器の「設置」とは予備機器が既に使用場所に据え付けられた状態にある場合を言う。「配備」とは例えば、設備を設置している機械室の棚等に予備機器を置いておき、現用機器の故障時に現用機器をはずして予備機器と取り替える場合をいう。
- 「これに準ずる措置」とは、例えば多数の同一機器により負荷分散を行い、特に予備機器がなくともいずれかの機器の停止時には、残りの機器によって全体としての機能を確保できる場合(プール化方式による並列処理を行っているケースが該当する)。
- 携帯電話設備の基地局は設備規則第4条第1項第1号に該当するため本条の対象外である。
- 設備規則第4条第1項第2号では交換設備Aに故障が生じても他の交換設備BによりAの機能を代替できる場合はAの予備機器が不要であることを説明している。

予備機器 (続き)

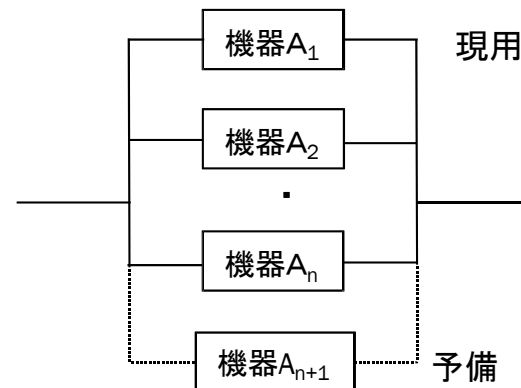
< 自己確認届出の記載内容 >

- 交換設備について(設備規則第4条第1項関係)
 - ・交換設備の機器(もしくは交換設備そのもの)の予備機器の設置若しくは配備の説明。
設置については設置構成(2重化、n+1構成)の説明及び図示。予備機器の設置ではなくプール化により全台運用している場合はその旨の説明及び図示。配備についてはネットワークセンタ、事業所等の配備状況等の説明。
 - ・交換設備の故障等発生時に予備機器に速やかに切り替えられることの説明。
 - ・オートヒーリング等の仮想化技術により予備機器の設置を実現している場合は仮想化機能の説明及び図示。
- 伝送路設備について(設備規則第4条第2～4項関係)
 - ・予備電気通信回線の設置に関する説明及び図示。
 - ・伝送路設備に設けられた機器(多重化装置、端局設備等)の予備機器設置に関する説明。
設置については設置構成(2重化、n+1構成、プール化等)の説明及び図示。配備についてはネットワークセンタ、事業所等の配備状況等の説明。
 - ・交換設備相互間を接続する伝送路設備が複数の経路により設置していることの説明、図示。
- 付属設備(電源設備等)について(設備規則第10条関係)
 - ・p.19 電源設備を参照

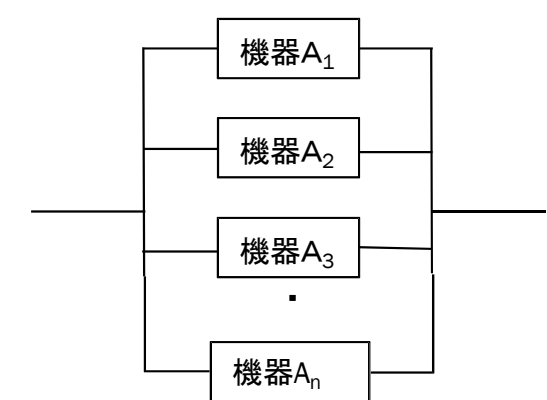
(参考) 予備機器設置等の考え方(「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準解説 第1 設備基準 3.屋内設備 (4)高信頼度」を参照)



2重化
同じ機器を2組用意する方式で、一方が障害になっても、もう一方を使用して正常運転を続行



n+1構成
いくつかの同じ機器(n個の現用機器)に対し、共通の予備機器(1個の予備機器)を設ける方式。n個の現用機器の内の1つが障害となってもその影響する範囲が限定される場合、共通の予備機器に切り換え、運転を続行



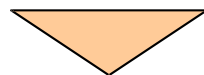
プール化
いくつかの同じ機器(n個の現用機器)で運転を行い、1つが障害となっても他の現用機器で障害となった機器の処理を担うことで正常運転を継続

故障検出

技術基準(設備規則第2章)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策 (故障検出)

第五条 事業用電気通信設備は、電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該事業用電気通信設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ハ(同条第1項第4号イにおいて準用))

ハ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書

<解説>

- 設備規則第5条は事業用電気通信設備に、その機能に重大な支障を及ぼす故障が発生した場合、これを直ちに検出し、当該設備を維持し、または運用する者に通知しなければならないことを規定している。

<自己確認届出の記載内容>

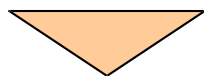
- 交換設備の故障等の検出方式
故障等検出の具体的方法の説明及び図示。
- 伝送路設備の故障等の検出方式
故障等検出の具体的方法説明及び図示。
- 付属設備の故障等の検出方式(電源設備、基地局装置等)
故障検出手法の具体的説明、適宜図示。
- 故障検出の通知方式
どのように故障検知を運用者に通知しているか具体的方法の説明(モニターにて警報表示、ランプ、警告音により可視、可聴通知を行う等)、適宜図示。
- ネットワーク全体を通して総合的に故障を検出する手法に関する説明。
- 仮想化機能により故障検出を実現している場合はその機能の説明。仮想化された機能の故障検出に関する説明。

事業用電気通信設備の防護措置

技術基準(設備規則第2章)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
(事業用電気通信設備の防護措置)

第六条 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該事業用電気通信設備が当該事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ニ(同条第1項第4号イにおいて準用))

ニ 電気通信設備における利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信するプログラムの機能制限等の防護措置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第6条は、事業用電気通信設備を防護するための情報セキュリティ対策について規定したものである。
- 「利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該事業用電気通信設備が当該事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うこと」とは利用者から送信される不正なプログラムやネットワーク上のウィルス等によりソフトウェアで動作するルータ等の誤作動や停止することを意味する。
- 「その他の事由」としては、例えばDoS攻撃や不正アクセスによりルータやソフトウェアが正常に作動しないことが挙げられる。
- 「当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置」として事業者が講じなければならない措置は、事業者のネットワークの状況に応じてより異なってくるが、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準解説 第1 設備基準 1 一般基準(10)情報セキュリティ対策」を参照して、適切な措置を講じることが求められる。

<自己確認届出の記載内容>

- 事業用電気通信設備の防護のため、利用者又は他の電気通信事業者から受信したプログラム及びDoS攻撃や不正アクセスへの対処等(異常プログラムの制限、送信されたプログラムが電気通信設備上で実行されない措置、セキュリティポリシー等)の説明。
- 仮想化技術の導入により防護措置に影響がある場合(追加の措置が必要となる等)はその説明。

試験機器及び応急復旧機材の配備

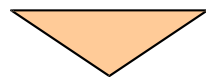
技術基準（設備規則第2章）

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

（試験機器及び応急復旧機材の配備）

第七条 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

2 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。



対応する自己確認届出項目（施行規則第27条の5第1項第1号ノ及びオ（同条第1項第4号イにおいて準用））

- ウ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧
- オ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要応急復旧機材の一覧

<解説>

- 設備規則第7条は電気通信設備の点検及び検査に必要な試験機器及び応急復旧措置を行うために必要な機材を配備しなければならないことを規定している。
- 「これに準ずる措置」とは、試験機器（応急復旧機材）の配備は設備の工事、維持又は運用を行う事業場ごとに行うのが原則であるが、使用頻度が少ない試験機器（応急復旧機材）、特殊な用途に使用する高価な試験機器等（応急復旧機材等）については、複数の事業場の試験機器（応急復旧機材）を効率的な応急復旧が可能な範囲で特定の事業場に集中配備できることを意味している。

<自己確認届出の記載内容>

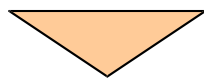
- 事業場に配備している事業用電気通信設備の点検及び検査に必要な主要試験機器の一覧（機器名及び用途）。
例：電圧計、電流計、スペクトラム・アナライザ、信号発生器、オシロスコープ、プロトコルアナライザ等。
- 事業場に配備している主要応急復旧機材の一覧（機器名及び用途）。
例：移動電源車、可搬型発電機、予備バッテリー、可搬型基地局、車載型基地局、衛星エントランス回線設備、マイクロエントランス回線設備等。

異常ふくそう対策等

技術基準(設備規則第2章)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策
(異常ふくそう対策等)

第八条 交換設備は、異常ふくそう(特定の交換設備に対し通信が集中することにより、交換設備の通信の疎通能力が継続して著しく低下する現象をいう。以下同じ。)が発生した場合に、これを検出し、かつ、通信の集中を規制する機能又はこれと同等の機能を有するものでなければならない。ただし、通信が同時に集中することがないようこれを制御することができる交換設備については、この限りでない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ホ(同条第1項第4号イにおいて準用))

ホ 交換設備における異常ふくそう検出方式及びその対策方式に関する説明書

<解説>

- 設備規則第8条は異常ふくそうが発生した場合に、ネットワーク内の他の交換設備にもその影響が波及することを防止するために、異常ふくそうが発生した場合の検出機能及び異常ふくそうを解消するための機能を交換設備に具備しなければならないことを規定している。

<自己確認届出の記載内容>

- 異常ふくそう検出方式の説明(交換機の使用率による判定等)。
- 通信の集中を規制する機能。
- ふくそう状態と判断された際のふくそう対策の説明(発着信規制を行う等)。
- 仮想化により異常ふくそうに対応して自動で容量を追加する機能(オートスケーリング)等を導入している場合はその具体的内容の説明。

異常ふくそう対策等

技術基準(設備規則第2章)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(異常ふくそう対策等)

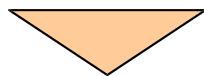
第八条の二 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備は、多数の移動端末設備が同時に電気通信設備と接続する場合等に生じるトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。一 トラヒックの瞬間的かつ急激な増加の発生を防止又は抑制する措置

二 トラヒックの瞬間的かつ急激な増加に対応するための十分な通信容量を有する電気通信設備(電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証を行うための電気通信設備を含む。次項第二号において同じ。)の設置

2 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一 制御信号の増加による電気通信設備の負荷を軽減させる措置

二 制御信号の増加に対応するための十分な通信容量を有する電気通信設備の設置



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第4号ロ)

ロ トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第8条の2はトラヒックの瞬間的かつ急激な増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、トラヒックの瞬間的かつ急激な増加の発生を防止又は抑制する措置若しくはトラヒックの瞬間的かつ急激な増加に対応するための十分な通信容量を有すべきことを規定している。

<自己確認届出の記載内容>

- トラヒックの急激な増加を防止する措置若しくは十分な通信容量を有することの説明(交換設備の負荷に応じたトラヒックの分散等)。
- 制御信号の増加に対応するための措置(制御信号の増加を低減させる手法等)の説明若しくは制御信号の増加に対応するため十分な通信容量を有する電気通信設備を設置していることの説明。
- 仮想化によりトラヒックの増加に対応して自動で容量を追加する機能(オートスケーリング)等を導入している場合はその具体的内容の説明。

耐震対策

技術基準（設備規則第2章）

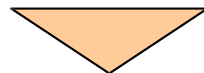
第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

（耐震対策）

第九条 事業用電気通信設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

2 事業用電気通信設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。

3 その故障等により電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある事業用電気通信設備に関する前二項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。



対応する自己確認届出項目（施行規則第27条の5第1項第1号へ（同条第1項第4号イにおいて準用））

へ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における耐震措置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第9条は事業用電気通信設備の据付けに当たって、設備自体が転倒又は移動することを防止するための耐震措置、及び設備の転倒に至らない場合でも振動により構成部品の脱落、接触不良等によりその機能に重大な影響を及ぼすことを防止するための耐震措置を講じなければならないことを規定している。
- 「通常想定される規模の地震」は震度5強程度、「大規模な地震」は東日本大震災の規模を想定する必要がある。

<自己確認届出の記載内容>

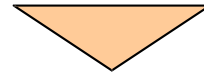
- 交換設備、伝送路設備について装置上部(天井)及び下部(床面)を固定金具等で固定している等の説明。
- 附属設備(空中線、電源装置、蓄電池等)について柱、床面等に固定金具等で固定している等の説明。
- 各構成部品について固定等の措置が講じられていることの説明(ねじ止め、抑え金具、ほう縛等により脱落を防止、等)。
- 故障等により重大な支障を及ぼすおそれのある設備については大規模の地震を考慮していることの説明。
- 各設備について適宜図を添付して説明

技術基準(設備規則第2章)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策 (電源設備)

第十条 事業用電気通信設備の電源設備は、平均繁忙時(一日のうち年間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した一時間をいう。以下同じ。)に事業用電気通信設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信設備の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。

2 事業用電気通信設備の電力の供給に直接係る電源設備の機器(自家用発電機及び蓄電池を除く。)は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ロ(同条第1項第4号イにおいて準用))

ロ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書(再掲)

<解説>

- 設備規則10条は事業用電気通信設備を安定的に動作させるために電源設備が基本的に持つべき電源の供給機能及び電源設備の予備機器について規定している。
- 商用電源の受電装置等で、その故障時に予備の発電設備に切り替えられる場合は必ずしも予備の機器は必要としない。
- ここでいう電源設備は「受電設備、整流装置、定電圧定周波数装置(CVCF)、コンバータ装置等、商用電源又は発電設備等から電力を受電して交換設備等の電気通信設備へ電源を供給するまでに必要な設備」のことを指す。

<自己確認届出の記載内容>

- 電源設備について、平均繁忙時に安定的に供給できる容量があることの説明。供給電圧又は供給電流の変動が事業用電気通信設備の変動許容範囲内に維持できることの説明。
- 予備電源設備の設置(2重化、n+1方式等)若しくは配備に関する説明。

停電対策

技術基準(設備規則第2章)

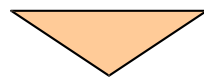
第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(停電対策)

第十一条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)が講じられていなければならない。

2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、十分な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎(以下「都道府県庁等」という。)に設置されている端末設備(当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用される移動端末設備を含む。)と接続されている端末系伝送路設備及び当該端末系伝送路設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならない。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であつても他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ト(同条第1項第4号イにおいて準用))

ト 停電対策措置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第11条は通常電力の供給を受けている電源が停止した場合においても電気通信設備が継続して動作できるように発電設備等の非常用電源の設置を規定している。
- 「その他これに準ずる措置」とは、事業場ごとに発電機を設置せず、移動式の電源設備を主な事業場に配備しておき、停電時にはそれを当該事業場に搬送する方法等である。ただし、この場合は移動式発電装置が当該事業場に到着するまでの間、電力の供給を行うことができる蓄電池の配備等が必要である。

<自己確認届出の記載内容>

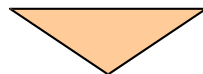
- 停電時対策のための予備電源の設置等の措置に関する説明(交換設備にあつては発電機及び蓄電池、その他設備については発電機又は蓄電池、その他複数の系統による受電や移動電源設備の配備に関する措置状況。)
- 発電機等の燃料が十分に備蓄されていることの説明、燃料の補給手段を確保していることの説明、燃料契約に関する説明及びバックアップ可能な時間等に関する説明。
- 都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎に設置されている端末設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備については、電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮し、停電対策をとっている旨の説明。

誘導対策

技術基準(設備規則第2章)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策 (誘導対策)

第十二条 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電気通信設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号チ(同条第1項第4号イにおいて準用))

チ 線路設備における誘導対策措置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第12条は強電流電線(電力会社の送電線等)の近傍に線路設備を設置した場合、電磁誘導作用の影響を受けないように防護措置を講じなければならないことを規定している。

<自己確認届出の記載内容>

- 異常電圧又は異常電流が発生しないよう電磁誘導対策措置を行っていることの説明。(光ファイバの利用、遮へい効果の高いケーブルの利用等。)

防火対策等

技術基準（設備規則第2章）

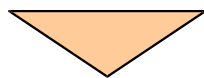
第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

（防火対策等）

第十三条 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならない。

2 事業用電気通信設備を収容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機械室に代わるコンテナ等の構造物（以下「コンテナ等」という。）及びとう道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられたものでなければならない。

3 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からその旨を記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない。



対応する自己確認届出項目（施行規則第27条の5第1項第1号リ（同条第1項第4号イにおいて準用））

リ 電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

<解説>

- 設備規則第13条は電気通信設備及びその周囲で火災が発生した場合、その被害を最小限にとどめるよう必要な防護措置を規定している。
- 第2項の「これに準ずる措置」とはとう道内等に消火設備が設置されていない場合について、電気通信設備を工事、維持又は運用する者が内部に立ち入る際に消火器を携行する等の措置である。

<自己確認届出の記載内容>

- 通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況。
- コンテナ等、とう道における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況。
- 他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを記載した書面の提出を受けていること等の説明。

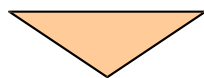
屋外設備

技術基準(設備規則第2章)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策 (屋外設備)

第十四条 屋外に設置する電線(その中継器を含む。)、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物(次条の建築物及びコンテナ等を除く。次項において「屋外設備」という。)は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号又(同条第1項第4号イにおいて準用))

又 屋外設備の設置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第14条は屋外に設置している電線・通信線、空中線等について、気象等の自然環境又は交通による振動等の影響により容易に損傷したりすることがないものでなければならないことを規定している。
- 「これらの付属設備」とは電線・通信線の端子函等を指す。
- 「通常想定される」とは「その地域における過去の気象状況、その地域における交通量から想定される」ということである。
- 「これらを支持し又は保蔵するための工作物」とは、電線・通信線を設置している管路、マンホール、とう道等及び空中線を設置している鉄塔等である。

<自己確認届出の記載内容>

- 屋外設備の設置について、想定される気象の変化(降雨、降雪、気温、湿度等の変化)、振動、衝撃、圧力、その設置場所における外部環境(海岸地域における塩害等)等に対する耐性に関する説明。
- 屋外設備について、例えば設備の施錠、フェンスの設置等公衆が容易に触れることができないことの説明。

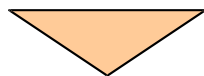
技術基準(設備規則第2章)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(事業用電気通信設備を設置する建築物等)

第十五条 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する建築物及びコンテナ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第一号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。

- 一 風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けない環境に設置されたものであること。
- 二 当該事業用電気通信設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。
- 三 当該事業用電気通信設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。
- 四 当該事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ル(同条第1項第4号イにおいて準用))

ル 電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第15条は、電気通信設備を安全に設置するという観点から、建築物等に求められる所用の条件を規定している。
- 第1号は建築物等の建設又は選定にあたっては、災害発生の危険性が少ない場所を選定しなければならないことを規定している。「その他の自然災害」とは雪、地震、雷等による災害である。
- 第2号は電気通信設備を安全に設備するために必要な十分な強度及び耐久性を確保した建築物でなければならないことを規定している。
- 第3号は電気通信設備の空調条件を維持できる建築物でなければならないことを規定しており、必要に応じて空調設備を設置する必要がある。
- 第4号は人為的に電気通信設備が壊されたり、運用を妨げたりすることがないように施錠等の措置が必要であることを規定している。「その他必要な措置」は警備員による人的な措置が考えられる。

<自己確認届出の記載内容>

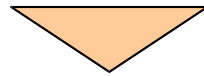
- 電気通信設備を設置する建築物等について風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けにくい環境を選定し設置していることの説明。被害を受けやすい環境に設置されている場合は防水壁又は防火壁の設置等の防護措置の説明。
- 地震、水害、風害、雷害、火災等に対する対策に関する説明。
- 堅固、耐久性の説明。
- 温度、湿度の維持に関する説明。必要に応じて空調設備を設置に関する説明。
- 公衆からの隔離(施錠、フェンス設置等)に関する説明。

技術基準(設備規則第2章)

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策 (大規模災害対策)

第十五条の三 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、事業用電気通信設備に関し、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 三以上の交換設備をループ状に接続する大規模な伝送路設備は、複数箇所の故障等により広域にわたり通信が停止することのないよう、当該伝送路設備により囲まれる地域を横断する伝送路設備の追加的な設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備その他の必要な措置を講ずること。
- 二 都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用されている移動端末設備に接続される基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備については、第四条第二項ただし書の規定にかかわらず、予備の電気通信回線を設置すること。この場合において、その伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置すること。
- 三 電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにすること。
- 四 伝送路設備を複数の経路により設置する場合には、互いになるべく離れた場所に設置すること。
- 五 地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講ずること。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第4号ハ)

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)

<解説>

- 設備規則第15条の3は、東日本大震災のような大規模災害に対する備えとして講ずるべき対策について規定するものである。
- 本条は各地域の実情に鑑みて必要十分な努力が払われることが適切であり、努力義務規定としている。
- (第1号)ループ状の網構成では、一箇所の被災によりループの全体について冗長性が失われてしまうことから、複数箇所の被災が想定される大規模災害では、ネットワークの機能が損なわれ、広域にわたり通信が停止することが危惧される。本号は、こうした問題への対策として、ループ状の網構成については、ループにより囲まれる地域を横断する伝送路設備の追加的な設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備その他の必要な措置を講ずるべきとしたものである。

大規模災害対策(続き)

<解説(続き)>

- (第2号) 都道府県庁等の防災上必要な通信機能の維持のためには、都道府県庁等で使用されている移動端末と接続されている基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備の冗長性を確保する必要がある。本号は、当該伝送路設備については予備の電気通信回線を設置することし、その伝送路設備はなるべく複数の経路により設置するべきとしたものである。
- (第3号) 基幹的な電気通信設備の故障等がネットワーク全体に影響を及ぼすことがないように、そのような電気通信設備について、その故障による影響を低減するため、地理的分散及び相互代替を講じるべきとしたものである。
- (第4号) 本号は、一の被災により、複数経路化された伝送路設備のいずれもが同時に影響を受けることがないように、互いになるべく離れた場所に設置するべきとしたものである。
- (第5号) 本号は、地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮して、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講じるべきとしたものである。なお、本号の規定中「地方公共団体が定める防災に関する計画」とあるのは、防災基本計画に基づいて作成される地域防災計画等を、「地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報」とは、自治体が定めるハザードマップ等をそれぞれ念頭においたものである。

<自己確認届出の記載内容>

- ループ状の網構成については、ループにより囲まれる地域を横断する伝送路設備の追加的な設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備に関する説明。
- 都道府県庁等で使用されている移動端末と接続されている基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備の予備の電気通信回線に関する説明。
- 基幹的な電気通信設備について地理的分散を行っていること、片方が故障してももう片方によりネットワーク全体の機能を維持できることの説明。
- 複数経路化された伝送路設備のいずれもが同時に影響を受けることがないように、離れた場所に設置していることの説明。
- ハザードマップ等を考慮して電気通信設備の設置場所を決定していることの説明。
- 「(施行規則第27条の5第1号ハ) その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料」として記載する。

通信内容の秘匿措置

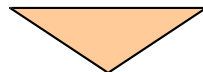
技術基準(設備規則第2章)

第二節 秘密の保持

(通信内容の秘匿措置)

第十七条 事業用電気通信設備(特定端末設備を除く。以下この節、次節及び第四節において同じ。)は、利用者が端末設備等を接続する点において、他の通信の内容が電気通信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

2 有線放送設備の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)は、電気通信事業者が、有線一般放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が有線一般放送の受信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。(略)



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ヲ(同条第1項第4号イにおいて準用))

ヲ 通信内容の秘匿措置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第17条は他の通信の内容が判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならないことを規定している。

<自己確認届出の記載内容>

- 暗号化等により他の通信の内容が判読できないよう必要な措置を講じていることの説明。
- 仮想化技術の導入により秘匿措置に影響がある場合(追加の措置が必要となる等)はその説明。

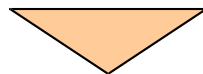
蓄積情報保護

技術基準(設備規則第2章)

第二節 秘密の保持

(蓄積情報保護)

第十八条 事業用電気通信設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあつては、当該事業用電気通信設備は、当該利用者以外の者が端末設備等を用いて容易にその情報を知得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみを与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ワ(同条第1項第4号イにおいて準用))

ワ 電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第17条は電気通信設備内に蓄積されている利用者の通信内容について、秘密が侵されたり破壊されたりすることがないように電気通信設備に防護措置を具備しなければならないことを規定している。
- 「その他これに係る情報」とは通信の日時、通信の相手等のことである。
- 「容易に」とは、端末設備内等に情報を盗み出したり破壊するための特殊な機能を付加せずとも、これらの行為が現実的に可能である、ということである。

<自己確認届出の記載内容>

- 暗証番号の設定等、電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置の説明。
- 仮想化技術の導入により蓄積情報保護に影響がある場合(追加の措置が必要となる等)はその説明。

損傷防止、機能障害の防止、保安装置、異常ふくそう対策

技術基準(設備規則第2章)

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

(損傷防止)

第十九条 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備(以下「接続設備」という。)を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出し、又は接続設備を損傷するおそれのある電圧若しくは光出力により送出するものであってはならない。

(機能障害の防止)

第二十条 事業用電気通信設備は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号又は光信号を送出するものであってはならない。

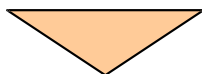
2 電気通信事業者は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(保安装置)

第二十一条 落雷又は強電流電線との混触により線路設備に発生した異常電圧及び異常電流によつて接続設備を損傷するおそれのある場合は、交流五〇〇ボルト以下で動作する避雷器及び七アンペア以下で動作するヒューズ若しくは五〇〇ミリアンペア以下で動作する熱線輪からなる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置が事業用電気通信設備と接続設備を接続する点又はその近傍に設置されていなければならない。

(異常ふくそう対策)

第二十二条 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する交換設備は、異常ふくそうの発生により当該交換設備が他の電気通信事業者の接続する電気通信設備に対して重大な支障を及ぼすことのないよう、直ちに異常ふくそうの発生を検出し、及び通信の集中を規制する機能又はこれと同等の機能を有するものでなければならない。ただし、通信が集中することがないようこれを制御することができる交換設備についてはこの限りでない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号カ(同条第1項第4号イにおいて準用))

カ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における保安装置の設置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第19条は事業用電気通信設備は、利用者又は事業者が接続する電気通信設備を損傷するおそれのある電力、電流、電圧又は光出力を送出してはならないことを規定している。
- 設備規則第20条は利用者又は他の電気通信事業者が接続する電気通信設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号又は光信号を送出してはならないことを規定している。
- 設備規則第21条は落雷又は強電流電線との混触により電気通信事業者の線路設備に接続した利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備を損傷するおそれがある場合は、これを防止するため事業用電気通信設備に保安装置を設置しなければならないことを規定している。
本条では、「接続設備を損傷するおそれのある場合」は保安装置を設置しなければならないと規定しており、例えば地下埋設されている通信電線、光ファイバーケーブル等、明らかに強電流電線との混触に起因する異常電圧及び異常電流が生じるおそれがない場合は、保安装置を設置する必要はない。

<解説(続き)>

- 設備規則第22条は電気通信事業者の電気通信ネットワーク同士が接続し通信を行う場合、一方の電気通信事業者の電気通信ネットワークで発生した異常ふくそうが他方の電気通信事業者の電気通信ネットワークに波及し、その疎通に支障をきたすことがないように事業者間接続を行う交換設備に対して異常ふくそう対策を規定している。本条文の考えは第8条と基本的に同じであるが、技術的内容としては、第8条は一の電気通信事業者の電気通信ネットワーク内だけの異常ふくそう対策であるのに対して、本条では異なる電気通信事業者の電気通信ネットワーク間での異常ふくそう対策が必要であることを規定している。

<自己確認届出の記載内容>

- (第19条) 出力制限等、接続設備を損傷するおそれのある電力、電流、光出力を送出しないことの説明。
- (第20条) 出力制限等、接続設備を機能に障害を与えるおそれのある電気信号又は光信号を送出しないことの説明。
- (第21条) 落雷又は強電流電線との混触により電気通信事業者の線路設備に接続した利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備を損傷するおそれがある場合は、保安機能を有する装置が設置されていること及びその機能の説明。
- (第22条) 異常ふくそう検出方式の説明(交換機の使用率による判定等)、ふくそう状態と判断された際のふくそう対策の説明(発着信規制を行う等)。
- (第22条) 仮想化により自動で容量を追加する機能(オートスケーリング)を導入している場合はその具体的内容の説明。

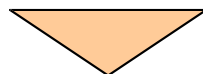
分界点

技術基準(設備規則第2章)

第四節 他の電気通信設備との責任の分界 (分界点)

第二十三条 事業用電気通信設備は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点(以下この条及び次条において「分界点」という。)を有しなければならない。

2 事業用電気通信設備は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ヨ(同条第1項第4号イにおいて準用))

ヨ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点の場所に関する説明書

<解説>

- 設備規則第23条は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界の明確化のために分界点を設定しなければならないことを規定している。分界点の例としては同軸ケーブル又は光ファイバー同士の接続の場合はコネクタ等、メタリックケーブル同士の接続の場合は配線盤等である。
- 第2項では事業用電気通信設備は分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならないこととし、分界点の機能を規定している。前述の例ではコネクタの開放又は配電盤の開放により事業用電気通信設備を他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離すことが可能である。

<自己確認届出の記載内容>

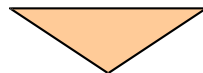
- 責任の分界点の図示。
- 事業用電気通信設備が分界点において切り離せることの説明。

技術基準(設備規則第2章)

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

(機能確認)

第二十四条 事業用電気通信設備は、分界点において他の電気通信事業者の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信設備の正常性を確認できる措置が講じられていなければならない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号タ(同条第1項第4号イにおいて準用))

タ ヨの分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書

<解説>

- 設備規則第24条は事業用電気通信設備は、事業者間接続において通信に異常が発生した場合、どちらの電気通信事業者の電気通信回線設備に原因があるのかを明確にするためにその正常性が確認できなければならない。このために本条では事業用電気通信設備は、分界点において他の電気通信事業者の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により、その正常性を確認できる措置が講じられていなければならないことを規定している。
- 「これに準ずる方法」とは、例えば、他の電気通信設備を物理的に切り離さずとも、他の電気通信設備の側で通信回線の折り返しを行うことにより、機能確認を行う方法等である。

<自己確認届出の記載内容>

- 分界点における通信設備の正常性の確認手法の説明(折り返し確認等)。

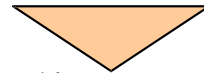
技術基準(設備規則第2章)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
(基本機能)

第三十五条の十七 第三十五条の三(第五号を除く。)の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する

第三十五条の三 事業用電気通信設備の機能は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。
- 五 (略)



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号レ(同条第1項第4号イにおいて準用))

レ 音声伝送用設備における端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)の接続条件に関する書類及び試験結果

<解説>

- 設備規則第35条の3は音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備の基本機能を規定している。

<自己確認届出の記載内容>

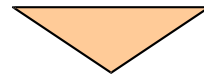
- 発信側の端末設備等からの着信側の端末設備等までの接続シーケンス図等を示し、第35条の3の各号に適合していることを説明。

技術基準(設備規則第2章)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
(通話品質)

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。)に接続する端末設備等(インターネットプロトコル携帯電話用設備(携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用するものをいう。以下同じ。)に接続するものを除く。)相互間の通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。



対応する自己確認届出項目

(上記設備規則第35条の18第2項において届け出ることとなっている)

<解説>

- 設備規則第35条の18は音声伝送役務に係る通話品質を定め、総務大臣に届け出ることを規定している(ただし、インターネットプロトコル携帯電話用設備(VoLTE)を除く。)
- 携帯電話用設備の通話品質については自主的な基準を定め、総務大臣に届け出ることは義務となっている。その基準を維持することについては努力義務となっている。

<自己確認届出の記載内容>

- 通話品質の基準として利用する指標に関する説明。
- 上記基準を設定した背景、理由。必要に応じて説明図。

接続品質

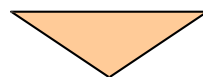
技術基準(設備規則第2章)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備 (接続品質)

第三十五条の十九 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、事業用電気通信設備の接続品質について準用する。(略)

第三十五条 事業用電気通信設備の接続品質は、基礎トラヒック(一日のうち、一年間を平均して呼量(一時間に発生した呼の保留時間の総和を一時間で除したものをいう。以下同じ。)が最大となる連続した一時間について一年間の呼量及び呼数の最大のものから順に三〇日分の呼量及び呼数を抜き取ってそれぞれ平均した呼量及び呼数又はその予測呼量及び予測呼数をいう。以下同じ。)について、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

- 一 (略)
- 二 事業用電気通信設備が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。
- 三 本邦外の場所に対して発信を行う場合にあつては、事業用電気通信設備が選択信号を受信した後、国際中継回線(国際交換設備(本邦外の場所への発信又は本邦外からの着信を行う機能を有する交換設備をいう。以下同じ。))と本邦外の場所の交換設備相互間の電気通信回線をいう。以下同じ。)を捕捉するまでの間に一の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備により呼が損失となる確率が〇・一以下であること。
- 四 本邦外の場所からの着信を行う場合にあつては、事業用電気通信設備が着信を受け付けた後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備により呼が損失となる確率が〇・一一以下であること。
- 五 事業用電気通信設備が選択信号の送出終了を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないことの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ツ(同条第1項第4号イにおいて準用))

ツ 接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書

<解説>

- 設備規則第35条は電気通信回線設備の接続品質として、呼が正常に接続されず損失となる確率である接続損失について規定している。

<自己確認届出の記載内容>

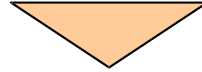
- 呼損率等の設計値について、設備規則第35条第2～5号(2号 呼損率0.15以下。3号 呼損率0.1以下。4号 呼損率0.11以下。5号 通知までの時間が30秒以下。)の値を満足することの説明。必要に応じて説明図を記載。

技術基準(設備規則第2章)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備
(総合品質)

第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備等(インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。)相互間における通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。



対応する自己確認届出項目

(上記事業用電気通信設備規則第35条の19の2第2項において届け出ることとなっている)

<解説>

- 設備規則第35条の19の2はVoLTEによる音声伝送役務に係る総合品質を定め、総務大臣に届け出ることを規定している。
- 携帯電話用設備の総合品質について自主的な基準を定め、総務大臣に届け出ることは義務となっている。その基準を維持することについては努力義務となっている。
- 「インターネットプロトコル携帯電話用設備」はVoLTEによる音声伝送役務の提供の用に供するものをいう*。

<自己確認届出の記載内容>

- 基準として利用する指標に関する説明。
- 上記基準を設定した背景、理由等。必要に応じて説明図。

※設備規則第35条の18

インターネットプロトコル携帯電話用設備とは携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものうち、電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用するものをいう

緊急通報を扱う事業用電気通信設備

技術基準(設備規則第2章)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。

2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報として、総務大臣が別に告示する情報(※)を、当該緊急通報に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。
- 三 緊急通報を受信した端末設備から通信の終了を表す信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

(※)発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報(緯度、経度及び精度情報)

対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ム(同条第1項第4号イにおいて準用))

ネ 緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書

<解説>

- 設備規則第35条の20は、
 - ・緊急機関を発信した端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続すること
 - ・緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号及び位置情報の送出機能
 - ・緊急通報を受信した端末設備から通信の終了を表す信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し機能を規定している。

<自己確認届出の記載内容>

- 緊急通報を発信した端末設備等が通信している基地局の設置場所等に応じ適切な警察機関等へ接続する機能の説明。適宜図示。
- 電気通信番号の通知機能に関する説明及び発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報の送信に関する説明。
- 通信の終了を表す信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等による呼び返し機能の説明。
- 緊急通報を扱う設備の機能が仮想化されている場合は、その説明。

災害時優先通信の優先的取扱い

技術基準(設備規則第2章)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

(災害時優先通信の優先的取扱い)

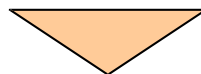
第三十五条の二十一 第三十五条の二の五の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第三十五条の二の五 事業用電気通信設備は、次に定めるところにより、災害時優先通信(緊急通報及び法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信(当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。)をいう。以下同じ。)を優先的に取り扱うことができるものでなければならない。

一 災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止することができる機能を有していること。
二 災害時優先通信を識別するための信号を付し、及び当該信号により災害時優先通信を識別することができる機能を有していること。

2 事業用電気通信設備は、前項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行つた場合において、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録することができるものでなければならない。

3 電気通信事業者は、第一項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行つた場合は、前項の記録を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう通信の制限又は停止の時間、程度その他当該制限又は停止の実施方法及び事業用電気通信設備の通信容量について必要に応じて見直しを行うものとする。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号ウ(同条第1項第4号イにおいて準用))

ナ 災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書

<解説>

- 設備規則第35条の2の5は、災害時に優先的に取り扱うこととされている重要通信(災害時優先通信)について、その取扱いの具体的な内容について規定している。

<自己確認届出の記載内容>

- 災害時優先通信の優先的に取り扱うこと及び他の通信を制限又は停止する機能の説明。
- 災害時優先通信を識別することができる機能の説明。
- 災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録することができる機能の説明。また、記録を分析し、通信容量について必要に応じて見直しを行うことの説明。
- 災害時優先通信を扱う設備の機能が仮想化されている場合は、その説明。

異なる電気通信番号の送信の防止

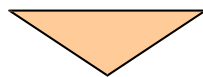
技術基準(設備規則第2章)

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

(異なる電気通信番号の送信の防止)

第三十五条の二十二 第三十五条の二の六の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第三十五条の二の六 電気通信事業者は、当該電気通信事業者が利用者に付与した電気通信番号について、当該利用者の発信に係る電気通信番号と異なる電気通信番号を端末設備等又は他の電気通信事業者に送信することがないように必要な措置を講じなければならない。ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合は、この限りでない。



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第1号㊦(同条第1項第4号イにおいて準用))

㊦ 異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書

<解説>

- 設備規則第35条の2の6は、利用者に付与した電気通信番号と異なる電気通信番号が送信されないよう必要な措置を講ずべきこと、他の利用者に対し、発信元を誤認されるおそれがない場合についてはその限りでないことを規定している。
- 本規定の趣旨は、発信元の偽装(他者へのなりすまし)等によって、発信者番号表示等の信頼性が損なわれることを防止することである。
- 「ただし、他の利用者に対し、発信元を誤認させるおそれがない場合」については、1)代表者番号を送信する場合、2)0120番号等の着信課金といった特殊なサービスの電気通信番号を送信する場合及び3)その他のサービスについて、電気通信事業者が、電気通信番号の役割(地理的識別、品質識別、サービス形態の識別及び社会的信頼性の識別)の観点から、発信元を着信者に誤認させることのないよう措置し、かつ、発信者番号通知を受けた者が当該番号へ発信した場合に、発信元に着信することが確保されている場合等が該当する。(詳細については、「事業用電気通信設備規則第35条の2の6(異なる電気通信番号の送信の防止)のただし書に該当する場合について(取扱方針)」を参照。)

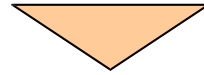
<自己確認届出の記載内容>

- 利用者に付与した電気通信番号の認証等(端末設備と事業用設備を接続する際の認証等)異なる電気通信番号の送信の防止措置の説明。
- 異なる電気通信番号の送信防止に係る設備の機能が仮想化されている場合は、その説明。

補足するために必要な資料

技術基準(設備規則第2章)

なし



対応する自己確認届出項目(施行規則第27条の5第1項第4号ハ)

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料(法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。)

<自己確認届出の記載内容>

- 技術基準に適合するために仮想化技術を利用した措置又は対策を講じている場合は、その機能の説明を記載。(対応する各届出項目に記載することも可能。)
- 努力義務となっている設備規則第15条の3(大規模災害対策)の対策を行っている場合はその内容を記載。
- その他の補足資料。

管理規程記載マニュアル (令和平成●27年●2月)

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

目次

はじめに	4
1. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項	5
(イ) 組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関する事。	5
(ロ) 関係法令、管理規程その他の規定の遵守に関する事。	5
(ハ) 通信需要、相互接続等を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関する事。	5
(ニ) 災害を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関する事。	5
(ホ) 情報セキュリティの確保のための方針に関する事。	5
2. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項	6
(イ) 経営の責任者の職務に関する事。	6
(ロ) 電気通信設備統括管理者の職務に関する事。	6
(ハ) 電気通信主任技術者の職務及び代行に関する事。	6
(ニ) 各部門の責任者の職務に関する事。	7
(ホ) 各従事者の職務に関する事。	7
(ヘ) 組織内の連携体制の確保に関する事。	7
(ト) 組織外の関係者との連携及び責任分担に関する事。	7
3. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項	8
(イ) 基本的な取組に関する事。	8
(ロ) 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関する事。	8
(ハ) 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関する事。	8
(1) 設備の設定におけるデータの誤設定及び誤入力防止並びに関連する設備間の設定の整合性に関する事。	8
(2) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関する事。	8
(3) 設備の冗長構成の確保、予備設備への切替動作の確認及び予備設備への切替不能時における対応に関する事。	9
(4) 工事の手順書の適切な作成及び遵守並びに着工前における工事の手順書及び内容の確認に関する事。	9
(5) 工事後の試験に関する事。	9
(6) 設備の変更の際にとるべき事項に関する事。	9
(7) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関する事。	10
(8) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定及び実施に関する事。	10
(9) 設備の導入後における設備の不具合発見のために行う監視の項目及び方法に関する事。	10
(10) 事故の防止を目的とした設備の監視データの分析に関する事。	10

(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査に関すること（予備設備への切替動作の確認に関することを含む。）。	10
(12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。	11
(13) 維持及び運用の委託に関すること。	11
(14) 通信の秘密の確保に関すること。	11
(ニ) 通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること。	11
(ホ) 情報セキュリティ対策に関すること。	11
(ヘ) ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。	11
(1) トラフィック増加等を踏まえた、組織内の関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性の確保に関すること。	11
(2) 商用に近い環境での試験に関すること。	12
(3) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。	12
(4) ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関すること。	12
(ト) 重要通信の確保及びふくそう対策に関すること。	12
(チ) 緊急通報の確保に関すること。	12
(リ) 防犯対策に関すること。	12
(ヌ) イからリまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。	12
.....	12
(ル) ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。	12
(1) 迅速な原因分析のための機器等の製造・販売等を行う者等との連携に関すること。	12
(2) 速やかな故障の検知及び故障設備の特定に関すること（サイレント故障への対処を含む。）。	13
(3) 障害の極小化対策に関すること。	13
(4) 故障設備に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）の速やかな実施に関すること。	13
.....	13
(5) 一次措置が機能しない場合にとるべき措置（二次措置）の速やかな実施に関すること。	13
(6) 接続電気通信事業者との連携に関すること。	13
(7) サービス復旧のための手順及びとるべき措置に関すること。	13
(ヲ) 利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること。	14
(1) 情報提供の時期に関すること。	14
(2) 情報提供窓口、ホームページ等における情報掲載場所の明確化に関すること。	14
(3) 利用者が理解しやすい情報の提供に関すること。	14
(4) 情報提供手段の多様化に関すること。	14
(5) 速やかな情報提供のための関係者間の連携に関すること。	14
(ワ) 事故の再発防止のための対策に関すること。	14
(1) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関すること。	14
(2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故の収束後の情報公開に関すること。	14
(3) 第三者による事故の検証に関すること。	14

(4) 事故の報告に関する制度の活用による管理規程の見直しに関する事	15
4. 電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関する事項	16
4-2. 第一号から第三号までに	17
(イ) 委託先の電気通信設備の安定的な使用に関する措置に関する事	17
(ロ) 委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に関する事	1817
(ハ) 電気通信事業法に定める電気通信事業者の義務の履行に必要な措置に関する事	18
(ニ) 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、電気通信設備の運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に関する事	18

はじめに

電気通信事業法令では、設備の「設置・設計、工事、維持・運用」といった設備のライフサイクルを念頭に、事業者に対し、「事故の事前防止や事故発生時に必要な取組」の確保や、「設備管理の監督責任者」の設置を義務付けること等により、事故の防止を図ることを基本的な枠組みとしている。

具体的には、「事故の事前防止や事故発生時に必要な取組」としては、事業者共通に義務付けが必要な事項は「技術基準」、事業者ごとの特性に応じた自主的な取組で確保すべき事項は「管理規程」の作成・届出義務により確保することとしている。加えて、安全・信頼性対策の指標として、事業者が実施すべき又は実施が望ましい取組は、任意基準である「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（安全・信頼性基準）で規定しているところである。

また、「設備管理の監督責任者」については、「技術基準」等に則った適切な取組を確保する観点から、設備の「工事、維持・運用」に監督責務を有する「電気通信主任技術者」の選任を義務づけているところである。

他方、サービスの多様化・高度化に伴い、ネットワークや設備構成も事業者ごとに多様化・複雑化しているが、技術基準は、事業者横断的な義務付けを行うものであり、事業者ごとの特性に応じた取扱いは困難である。このような状況にあつては、技術基準の遵守は当然としつつ、電気通信事業者のネットワークや電気通信役務の特性等に応じた取組が確保できる管理規程を電気通信事故防止のための基盤に位置付け、その実効性の確保を図ることが必要となる。具体的には、管理規程を通じて、設備管理の適切な実施とその自律的・継続的な見直しが行われるようにするため、設備管理の方針・体制・方法といった基本的事項に関し、最近の事故の内容や原因等を踏まえた管理規程の記載事項の充実を図ることが必要である。

このため、平成 26 年度の電気通信事業法及び関係省令等の改正においては、管理規程の記載事項の充実のため、設備管理の「方針」「体制」「方法」及び「電気通信設備統括管理者[※]の選任」に関する事項を記載することを定め、告示において、さらに詳細な記載事項を定めているところである。

さらに、令和 5 年度の電気通信事業法施行規則等の改正においては、情報通信ネットワークの技術進展に対応するため、「交換機能」、「電気通信設備の制御機能」、「電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能」及び「通信の接続又は認証に係る加入者管理機能」といった重要な機能についてクラウド・コンピューティング・サービス等を通じて他者から提供を受ける場合を想定し、事業者においてとるべき措置を定めているところである。

本文書は、改正された法令に則した管理規程の各記載事項について具体例等を示しており、電気通信事業者が管理規程を作成する際の参考とすることができるよう作成したものである。

※電気通信事業法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 63 号）による改正後の電気通信事業法（昭和（昭和 59 年法律第 86 号）第 44 条の 4 の規定により、次に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、電気通信事業者が選任する、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、電気通信設備の管理に関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者。

- 1 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項
- 2 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項
- 3 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

1. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項

(イ) 組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 平時及び事故発生時における経営陣（経営の責任者、電気通信設備統括管理者）及び現場の担当部門（各部門の責任者、従事者、電気通信主任技術者）間の連携方針。 （誰・どこが中心となり、設備の管理を行うのか等）・ 平時及び事故発生時における社外関係者（ソフトウェア開発委託先等）との連携方針。

(ロ) 関係法令、管理規程その他の規定の遵守に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 提供する電気通信役務に関する法令等（電気通信事業法等の関係法令、管理規程及び内部規程等）の定期的な確認及び遵守の徹底。

(ハ) 通信需要、相互接続等を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 通信需要や相互接続等を考慮した適切な設備の設計・管理方針。 （システムの基本的な機能の明確化・モジュール化、将来的な設計方針、インタフェース及びプロトコルに関する国際勧告及び国内標準の採用等）

(ニ) 災害を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 災害を考慮した適切な設備の設計・管理方針。

(ホ) 情報セキュリティの確保のための方針に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 情報セキュリティ確保のための基本方針の策定及び見直しに関すること。 （ガイドライン：安信基準別表第3「情報セキュリティポリシー策定のための指針」）・ 基本方針の公表に関する取組。・ 不正アクセス等への対処を定めた危機管理計画の策定及び見直しに関すること。 （ガイドライン：安信基準別表第4「危機管理計画策定のための指針」）

2. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項

(イ) 経営の責任者の職務に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・事業用電気通信設備の管理に関する経営の責任者の職務、責任、権限等。<ul style="list-style-type: none">(・設備の管理体制を整備すること。<ul style="list-style-type: none">・設備の管理方法を定めること。・これらに必要な予算の確保等の措置を講じること、各種施策の策定、見直しを行うこと。・設備の管理状況を把握し、必要な改善を行うこと。・電気通信設備統括管理者及び各部門の責任者の意見を十分尊重すること。)

(ロ) 電気通信設備統括管理者の職務に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・事業用電気通信設備の管理に関する電気通信設備統括管理者の職務、責任、権限等。<ul style="list-style-type: none">(・各部門の設備管理の整合性を確保し、統括管理すること。<ul style="list-style-type: none">・全従事者に、法令遵守及び確実かつ安定的な役務の提供に関する意識を徹底させること。・設備の設置・設計、工事、維持・運用についての確認を随時行い、必要な改善の措置を講じること。・設備の管理に係る事業運営上の意思決定に参加し、設備の設置・設計、工事、維持・運用について、経営の責任者に必要な意見を述べること。・各部門の責任者に、設備の設置・設計、工事、維持・運用について意見を述べる手段を提供すること。・電気通信主任技術者に、設備の工事、維持・運用について意見を述べる手段を提供すること。・設備の設置・設計、工事、維持・運用に係る観点から、必要な各種施策の実施について各部門を統括すること。・事故・災害その他必要な情報を収集し、各部門の責任者等に周知及び必要な指示を行うこと。・各部門の責任者等の意見を十分尊重すること。)

(ハ) 電気通信主任技術者の職務及び代行に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・事業用電気通信設備の管理に関する電気通信主任技術者の職務、責任、権限等 ※電気通信主任技術者規則に定める電気通信主任技術者の職務内容が含まれるように記載。・電気通信主任技術者が休職時等により不在の際の代行に関すること。<ul style="list-style-type: none">(・電気通信主任技術者規則に定められた職務内容に関すること。<ul style="list-style-type: none">・各部門の責任者に、設備の工事、維持・運用に関し、具体的な措置等について意見を述べ、助言及び協力を行うこと。・設備の工事、維持・運用に関する事項の計画の作成に際して、内容の確認を行い、必要な意見を述べること。・管理規程の変更に際して、内容の確認を行い、必要な意見を述べること。・設備の工事、維持・運用に関する諸規程の制定又は改正に際して、内容の確認を行い、必要な意見を述べること。・各規程の改正が必要と認める場合に、意見を具申すること。・事故等の発生時の、復旧対策に係る会合等に参加し、復旧作業の指揮・作業への命令を行い、事故原因等の究明に参画し、必要な場合に意見を述べること。・法令の規定に基づき所管官庁へ提出する報告書のうち、設備の工事、維持・運用に関する事項についての審査に参画し、必要に応じて助言や意見を述べること。

- ・所管官庁が法令の規定に基づき行う検査に立ち会うこと。
- ・管理規程の実施状況の把握に努め、必要に応じて助言や意見を述べること。）

(二) 各部門の責任者の職務に関すること。

記載内容

- ・事業用電気通信設備の管理に関する各部門の責任者の職務、責任、権限等。
 - (・設備の管理に係る各種の施策の実施について、部門内の統括及び各従事者の指導に関すること。
 - ・部門内の従事者に、法令遵守及び確実かつ安定的な役務の提供に関する意識を徹底させること。
 - ・部門内の設備の設置・設計、工事、維持・運用についての確認を随時行い、必要な改善の措置を講じること。
 - ・事故・災害その他必要な情報を収集し、部門内の従事者に周知及び必要な指示を行うこと。
 - ・事業の実施及び管理に係る事業運営上の意思決定に参加し、経営の責任者に必要な意見を述べること。
 - ・設備の設置・設計、工事、維持・運用に関し、電気通信設備統括管理者に必要な意見を述べること。
 - ・電気通信主任技術者の助言を尊重し、実施すること。
 - ・部門内の従事者に意見を述べる機会を提供し、十分尊重すること。)

(ホ) 各従事者の職務に関すること。

記載内容

- ・事業用電気通信設備の管理に関する各部門に所属する従事者の職務、責任、権限等。
 - (・事業の実施及び管理に係る各種施策の実施について、部門の責任者等の指示に従い、協力すること。
 - ・部門内の設備の設置・設計、工事、維持・運用に係る必要な改善の措置について、部門の責任者等の指示に従い、協力すること。
 - ・電気通信主任技術者の指示に従い、適切な対処をとること。
 - ・部門の責任者等に、必要な意見を述べること。)

(へ) 組織内の連携体制の確保に関すること。

記載内容

- ・平時及び事故発生時における経営陣（経営の責任者、電気通信設備統括管理者）及び電気通信主任技術者並びに担当部門（各部門長、従事者）間の連携体制。
 - (・社内横断的に連絡調整を行う事故防止委員会の設置、運営等)

(ト) 組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。

記載内容

- ・平時及び事故発生時における社外関係者との連携体制及び責任分界点の明確化。
 - (電気通信事業者及び業界団体並びに関係機関等との情報共有、災害その他非常の場合の、各関係者（相互接続事業者、卸先、委託先、再委託先及び調達先等）との連絡体制・責任分担、故障等における迅速な原因分析のための機器等の製造・販売等を行う者等との連絡体制、相互接続事業者とのふくそうの波及防止手順の整備や長期的視点の対策等)

3. 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

(イ) 基本的な取組に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・情報通信ネットワークの管理の各工程における作業の明確化及び工程間の調整に関する取組。・人為的要因によるサービス中断を回避するため、作業の自動化や作業確認の徹底を行うこと。・機器の保守点検項目、保守手順、運用方法をドキュメント化すること。・装置の管理方法（設置、移動、処分等）をドキュメント化すること。・ネットワーク構成の変更、ソフトウェアのバージョンアップ、パッチ適用等による変更を迅速に反映出来る維持管理を徹底すること。

(ロ) 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・教育・訓練の対象者、内容、実施体制、実施方法、実施頻度、実施計画及びその見直しに関すること。・法令に則った講習を電気通信主任技術者に受講させること。

(ハ) 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること。

(1) 設備の設定におけるデータの誤設定及び誤入力防止並びに関連する設備間の設定の整合性に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・設備のデータ誤設定・誤入力防止のための取組・設備間の設定値の整合性確保のための取組 <p>(参考)</p> <p>具体的な設定方法・確認方法</p> <ul style="list-style-type: none">・パラメータ投入の2人作業を行うこと・設定値のダブルチェックを行うこと・ルールに則った設定かどうかをチェックするツールの導入・データのテンプレート化・デフォルト値の設定を行う

(2) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・設備の不具合を事前に発見するための試験・設備の導入判定の基準・機器等の製造・販売等を行う者から提供されるシステムの検査手法、品質評価手法の確認 <p>(参考)</p> <p>具体的な試験</p> <ul style="list-style-type: none">・デグレード試験（ソフトウェア変更項目と独立した基本試験項目を多数用意←既存機能に関する予期できないデグレードの防止）・商用に近い環境での試験（商用の最新のトラヒックパターンによる試験、異常時の想定トラヒックによる試験、設備によるボトルネックとなるトラヒックケースに応じた試験）

- ・過負荷試験
- ・品質の定量化試験（製造・試験工程で品質管理指標値を設ける、工程毎に試験数やバグ検出数のクロスチェックの実施、不十分と推定されれば再度ソースコードレビューや強化試験等を実施）

(3) 設備の冗長構成の確保、予備設備への切替動作の確認及び予備設備への切替不能時における対応に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"> ・冗長構成の確保のための取組 ・予備系への切替動作が正常に行われることの確認及び切替不能時における取組 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な冗長構成 <ul style="list-style-type: none"> カード冗長（筐体内冗長） 設備構成の冗長（筐体冗長） 設備の異拠点設置（サイト冗長） 設備間を結ぶ伝送路の冗長 プール構成 ・検証設備での予備系への切替の演習を行う ・監視項目の不足や監視方法の不備などによる監視漏れの防止を目的とした設計を行うこと。（←ソフトウェアバグの事前解消が困難であることを前提に）

(4) 工事の手順書の適切な作成及び遵守並びに着工前における工事の手順書及び内容の確認に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"> ・適切な工事手順書の作成に関する取組。 ・工事手順書の遵守を確保するための取組。 ・着工前の工事実施者、設備運用者等による工事手順書や工事の内容の確認に関する取組。 <p>(参考)</p> <p>手順書の遵守に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人体制による手順確認 ・マーキング等による工事対象設備の特定 ・危険工程のチェックリスト策定、工事直前の確認 ・コマンド投入時のコピー&ペーストや自動スクリプト化 ・ヒヤリハット事例の収集・データベース化

(5) 工事後の試験に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"> ・工事後に実施する試験の内容及び項目 ・工事対象外の設備に対する試験漏れ防止に関する取組。

(6) 設備の変更の際にとるべき事項に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none"> ・設備変更時の切戻し ・利用者への周知及び関係部門との情報共有 ・設備変更の逐次実施

(7) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 重要な設備やそれらの設備を設置する建築物等の安全信頼性の基準及び指標・ 内規等が別に定められている場合は、内規の名称等及び内規に記載の基準・指標の概要

(8) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定及び実施に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 装置の処理能力を適切に把握するための取組・ 通信需要を適切に予測するための取組・ 上記を踏まえた将来の設備増強計画の策定・実施に関する取組

(9) 設備の導入後における設備の不具合発見のために行う監視の項目及び方法に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 設備の監視項目・ 上記の監視項目について、その監視方法 <p>(参考)</p> <p>監視項目←設備の過負荷管理、装置状態管理</p> <ul style="list-style-type: none">・ トラヒック状況・ メモリ使用率・ 同時接続数・ IP ネットワーク機器間の秒間当たりの処理パケット数・ 異常ログの統計情報 <p>監視方法</p> <ul style="list-style-type: none">・ 装置動作監視 (装置が自律的に警報)・ 過負荷監視 (装置の能力に応じて予め設定した閾値を超過するトラヒックがある場合に警報)・ 品質監視 (平時のトラヒックを基準に予め設定した品質基準値を下回った場合に警報)・ 外部監視 (外部装置からの定期的な試験呼により異常検出するなど、監視対象装置の自律警報に依存しない監視)

(10) 事故の防止を目的とした設備の監視データの分析に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 監視データの分析の内容

(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査に関すること (予備設備への切替動作の確認に関することを含む)。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 点検・検査の時期、内容・ 自然故障に対する取組・ 予備系への切替動作の確認 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 装置特性を踏まえた故障予測、劣化予測に応じて点検・検査時期を適切に設定。

(12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。

記載内容

- ・ 設備を設置する建築物や空気調和設備の定期的（期間を書くこと）な保全点検の内容、頻度等。

(13) 維持及び運用の委託に関すること。

記載内容

- ・ 業務委託先の選別の評価要件に関すること。
- ・ 保守の委託契約の中にも含める内容に関すること。
- ・ 委託した保守作業の監督に関すること。

(14) 通信の秘密の確保に関すること。

記載内容

- ・ 通信の秘密に属する事項（通信内容のほか、通信当事者の住所・氏名、発信・受信場所及び通信年月日等通信の構成要素並びに通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。）の保管方法・ファイル保管室等への入退室管理など、上記情報へのアクセスの制限方法

(二) 通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること。

記載内容

- ・ 設備容量の確保に関する基本的考え方（最繁忙時において通信量の何倍まで対応できる設備容量を確保するようにしているのかを記載。）
- ・ 通信量の測定方法（測定対象とする設備及びトラフィックの種類（当該対象を選定した理由も含む）、測定頻度、測定内容）
 - ※ 本項目の規定により管理規程に記載した測定方法に基づき、報告規則の定めるところにより、設備容量の確保状況（報告期間内における「設備容量÷通信量」の最悪値）を報告すること。

(ホ) 情報セキュリティ対策に関すること。

記載内容

- ・ 情報の分類及び重要情報の管理に関すること。
- ・ 情報の管理に関する内部統制ルール
- ・ 情報漏えい防止対策
- ・ 外部委託時の情報セキュリティ対策
- ・ サイバー攻撃への対処
- ・ 情報セキュリティに関する最新の技術情報等を踏まえた情報セキュリティ対策の見直し。
- ・ 定期的な監査の実施に関すること。
- ・ 監査の確認項目の策定に関すること。
- ・ 監査結果を踏まえた情報セキュリティ対策全体の見直しに関すること。
- ・ サプライチェーンリスクを考慮した対策に関すること。

(ヘ) ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。

(1) トラフィック増加等を踏まえた、組織内の関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性の確保に関すること。

記載内容

- ・ 要求仕様の詳細化、設計レビュー等の実施。
- ・ ベンダーやソフトウェア開発の委託先との連携。
- ・ ネットワークの負荷を考慮したソフトウェア開発者との開発手法等の情報共有に関すること。

(2) 商用に近い環境での試験に関する事。

記載内容

- ・商用に近い環境や、商用のトラフィックパターンを反映した試験の実施等。

(3) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関する事。

記載内容

- ・ソフトウェアの定期的な点検やリスク分析の内容、頻度等。

(4) ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関する事。

記載内容

- ・ソフトウェアの安全・信頼性の基準、指標等。

(ト) 重要通信の確保及びふくそう対策に関する事。

記載内容

- ・接続規制等の制御措置に関する事。
- ・災害時優先通信の機能により、他の通信の制御または停止を行った場合の、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況の記録・分析に関する事。
- ・ふくそうを回避するための周知広報等に関する事。(災害用伝言ダイヤルの利用についての周知等)

(チ) 緊急通報の確保に関する事。

記載内容

- ・保守時においても緊急通報を確保するような保守手順の内容

(リ) 防犯対策に関する事。

記載内容

- ・防犯管理の手順化に関する事。
- ・建築物、通信機械室等の入出管理に関する事。
- ・出入口の鍵及び暗証番号等の適切な管理に関する事。
- ・防犯装置の定期的な保全点検に関する事。
- ・入出管理記録の保管に関する事。

(ヌ) イからリまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関する事。

記載内容

- ・調査・分析を行う項目、評価方法等の基準に関する事。
- ・調査・分析結果を踏まえた管理体制、各手順書及び教育・訓練計画等の見直しに関する事。

(ル) ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関する事。

(1) 迅速な原因分析のための機器等の製造・販売等を行う者等との連携に関する事。

記載内容

- ・製造業者等の原因分析体制や処理時間の実態をベンダー等との保守契約等で担保すること
- ・製造業者における解析に必要な情報提供の提示方法

(2)速やかな故障の検知及び故障設備の特定に関すること（サイレント故障への対処を含む。）。

記載内容

- ・速やかな故障検知のための取組
- ・速やかな事故装置特定のための取組

(3)障害の極小化対策に関すること。

記載内容

- ・サービスへの影響の極小化のための対策
- ・故障の拡大を防ぐ製造業者等との連携

(4)故障設備に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）の速やかな実施に関すること。

記載内容

- ・事象に応じた定型的・類型的な応急復旧措置の内容
- ・事象に応じた項目の類型化を行うこと
- ・事故の要因分析を踏まえた、一次措置事項への反映に関すること。

(参考)

- ・各装置毎に警報に応じた措置内容を記載した復旧対応マニュアルの作成、それに基づく遠隔からの予備系への切替・再起動、ハードウェア故障の場合は現地での交換作業等
- ・一次措置に係る故障復旧の目標時間を定め、目標時間達成のための手順書の作成、実績管理、目標超過時の改善活動

(5)一次措置が機能しない場合にとるべき措置（二次措置）の速やかな実施に関すること。

記載内容

- ・一次措置が機能しない場合の二次措置の内容

(参考)

- ・エスカレーションの基準や体制を整備し関係者間で共有するとともに、複数ベンダーが関係する場合は各社の責任範囲を契約で明確にした上で、自社が仲介する。
- ・海外ベンダーについて、国内ベンダーと同様の保守拠点の設置や駆けつけ保守を契約で担保。
(・海外ベンダーが外国又は国外拠点から遠隔作業を行う仕組みを構築する。)

(6)接続電気通信事業者との連携に関すること。

記載内容

- ・網運用・管理情報の交換に関する機密情報の管理や連絡体制
- ・相互接続箇所における監視、切り分け手段
- ・障害発生時の復旧手段や時期等の事業者間での情報共有に関する取組
- ・卸関係にある事業者との連携に関すること。

(7)サービス復旧のための手順及びとるべき措置に関すること。

記載内容

- ・非常事態への対応

(フ) 利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること。

(1) 情報提供の時期に関すること。

記載内容
・利用者への情報提供（事故発生時の第一報、復旧報等）の実施時期

(2) 情報提供窓口、ホームページ等における情報掲載場所の明確化に関すること。

記載内容
・情報提供窓口における利用者対応の充実に係る取組 ・情報掲載場所の明確化に係る取組

(3) 利用者が理解しやすい情報の提供に関すること。

記載内容
・利用者目線に立った情報提供に係る取組 ・提供する情報の内容に関する取組（サービス状況、影響範囲等）

(4) 情報提供手段の多様化に関すること。

記載内容
・利用者への情報提供手段の種類（メール、ソーシャルメディア等の利用、店頭に掲示する等）

(5) 速やかな情報提供のための関係者間の連携に関すること。

記載内容
・利用者への速やかな情報提供のための関係者間の連携に係る取組・相互接続事業者、卸関係にある事業者、MVNO、販売代理店等に対する情報提供に関する取組

(フ) 事故の再発防止のための対策に関すること。

(1) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関する取組。

記載内容
・事故の内容・原因の分析・検証を踏まえた再発防止策の策定に関する取組 ・事故の分析・検証を開始してから再発防止策を講じるまでのスケジュールに関する取組 ・事故の分析・検証の結果に基づく設備容量や委託先等との契約内容の見直しに関する取組

(2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故の収束後の情報公開に関する取組。

記載内容
・公開する情報の内容並びに公開方法及び時期に関する取組

(3) 第三者による事故の検証に関する取組。

記載内容
・事故の内容、原因及び再発防止策等に関して、第三者による検証を受ける取組 ・事故の第三者検証制度に協力する取組

(4) 事故の報告に関する制度の活用による管理規程の見直しに関すること。

記載内容

- ・ 事故の内容、原因及び再発防止策等を踏まえた管理規程の見直しに関すること。
- ・ 他事業者の事故の報告を踏まえた管理規程の見直しに関すること。

4. 電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関する事項

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・ 電気通信設備統括管理者の選任基準、選任方法・ 電気通信設備統括管理者の解任基準、解任方法

4-2. 第一号から第三号までに關する業務管理体制に關する事項

本号は、以下の場合に適用される。

- 「交換機能¹」、「電気通信設備の制御機能²」、「電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能³」及び「通信の接続又は認証に係る加入者管理機能⁴」（以下まとめて「コア機能」という。）を提供する事業用電気通信設備の全部又は一部を構成する設備の運用を委託している場合
 - 他者が提供するクラウド・コンピューティング・サービス等を通じてコア機能の提供を受ける場合
- なお、設備の変更によって本号が適用されることとなった場合は技術基準適合の自己確認の再提出も必要となる。技術基準適合の自己確認の詳細は「電気通信事業法に基づく事業用電気通信設備（携帯電話用設備）の自己確認届出に關する記載マニュアル」を参照すること。

以下、コア機能の提供者を「外部委託先」とする。

(イ) 委託先の電気通信設備の安定的な使用に關する措置に關すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">• 外部委託先に対し、コア機能の提供を受ける電気通信事業者の同意なしに契約を破棄することができない契約を行う方針が示されていること。• 外部委託先に対し、使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされている契約を行う方針が示されていること。• コア機能の提供に係る電気通信設備の使用契約期間が長期であること、又は外部委託先に対し、契約の自動更新の定めがあるとともに電気通信事業者の同意がない限り更新を拒否することができない契約を行う方針が示されていること。• 外部委託先に対し、外部委託先から提供されるサービス水準、外部委託先との責任分担（契約に沿ってサービスが提供されない場合における外部委託先の責務や委託に關して発生するおそれのある損害の負担の關係を含む。）について、これらを明確化する契約を行う方針が示されていること。• 外部委託先が電気通信設備の運用を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に運用を速やかに委託する等、運用に係る確実かつ安定的な電気通信役務の提供に支障が生じることを防止するための措置が示されていること。

¹ 電気信号の伝送を目的として、通信路の設定、回線のつなぎ換え等を行うための機能をいう。

² セッション制御、端末の位置管理、ポリシー制御等を行うためにやり取りされる一連の制御処理を行うための機能をいう。その機能が仮想化され、ソフトウェアによって提供される場合を含む。

³ ネットワークの運用に係る機能をいい、ネットワークオペレーションセンターにおいて具備されるような機能が該当する。

⁴ 通信の接続又は認証のために、電気通信番号、認証情報、課金等を加入者ごとに管理する機能をいう。

(ロ) 委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・外部委託を行う場合は、事前に目的、範囲等を明確にするとともに、外部委託先選定の手続きが社内規程等により明確になっていること。・外部委託先に対し、電気通信設備の障害対策及び安全対策に関する項目を盛り込んだ契約を行う方針が示されていること。・外部委託先（外部委託先から委託（再委託（再々委託以降を含む。）を含む。）を受けた者を含む。）に対し、各種ルールやセキュリティ管理を遵守させ、その遵守状況を確認できる契約を行う方針が示されていること。・外部委託に関する管理体制を社内に整備し、委託業務の遂行状況を監督することになっていること。・クラウド・コンピューティング・サービスを利用する場合は、クラウド・コンピューティング・サービス固有のリスクを考慮した安全対策を講ずることになっていること。

(ハ) 電気通信事業法に定める電気通信事業者の義務の履行に必要な措置に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・電気通信事業法に定める全ての義務の履行のために必要となる措置を外部委託先に実施させる契約を行う方針が示されていること。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none">・全般的な規律（検閲の禁止（事業法第3条）、通信の秘密の保護（事業法第4条）、利用の公平（事業法第6条）、重要通信の確保（事業法第8条）、業務の停止等の報告（事業法第28条））・消費者保護に関する規律（提供条件の説明（事業法第26条）、書面の交付（事業法第26条の2）、書面による解除（初期契約解除）（事業法第26条の3）、業務の休廃止の周知（事業法第26条の4）、苦情等の処理（事業法第27条）、電気通信事業者等の禁止行為（事業法第27条の2）、媒介等業務受託者に対する指導（事業法第27条の4））・利用者情報に関する規律（情報取扱規程の策定（事業法第27条の6）、情報取扱方針の策定（事業法第27条の8）、取扱状況の評価（事業法第27条の9）、特定利用者情報統括管理者の選任（事業法第27条の10）、情報送信指令通信に係る通知等（事業法第27条の12））・電気通信設備に関する規律（電気通信設備の維持（事業法第41条）、電気通信設備の自己確認（事業法第42条）、電気通信設備の管理規程の策定（事業法第44条）、電気通信設備統括管理者の選任（事業法第44条の3）、電気通信主任技術者の選任（事業法第45条））・報告等に関する規律（業務の一部停止、通信の秘密・特定利用者情報の漏えいその他の事故の報告（事業法第28条）、業務の改善命令（事業法第29条）、報告及び検査（事業法第166条））

(ニ) 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、電気通信設備の運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に関すること。

記載内容
<ul style="list-style-type: none">・電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、電気通信設備の運用の委託に係る契約の変更又は解除を行うこととし、そうした変更又は解除が可能な契約を行う方針が示されていること。 <p>(参考)</p> <p>電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合の例</p> <ul style="list-style-type: none">・外部委託先において電気通信事故が高頻度で発生している場合・外部委託先における電気通信設備に支障が生じたときに、電気通信事業者に速やかな情報共有がなされないことが高頻度で発生した場合・外部委託先において求められる電気通信事業法上の規律が順守されておらず、是正措置を行う意思

も見られない場合

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第六十七号（管理規程の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>〔1〕～〔10〕 略</p> <p>(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査（デジタル技術の活用による点検及び検査を含む。）に関すること（予備設備への切替動作の確認（デジタル技術の活用による確認を含む。）に関することを含む。）。</p> <p>(12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検（デジタル技術の活用による点検を含む。）に関すること</p> <p>〔13〕・〔14〕 略</p> </td> </tr> </table>	<p>一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること</p>	<p>〔1〕～〔10〕 略</p> <p>(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査（デジタル技術の活用による点検及び検査を含む。）に関すること（予備設備への切替動作の確認（デジタル技術の活用による確認を含む。）に関することを含む。）。</p> <p>(12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検（デジタル技術の活用による点検を含む。）に関すること</p> <p>〔13〕・〔14〕 略</p>
<p>一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること</p>	<p>〔1〕～〔10〕 略</p> <p>(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査（デジタル技術の活用による点検及び検査を含む。）に関すること（予備設備への切替動作の確認（デジタル技術の活用による確認を含む。）に関することを含む。）。</p> <p>(12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検（デジタル技術の活用による点検を含む。）に関すること</p> <p>〔13〕・〔14〕 略</p>		
改正前	<p>〔同上〕</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>〔1〕～〔10〕 同上</p> <p>(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査に関すること（予備設備への切替動作の確認に関することを含む。）。</p> <p>(12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。</p> <p>〔13〕・〔14〕 同上</p> </td> </tr> </table>	<p>一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること</p>	<p>〔1〕～〔10〕 同上</p> <p>(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査に関すること（予備設備への切替動作の確認に関することを含む。）。</p> <p>(12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。</p> <p>〔13〕・〔14〕 同上</p>
<p>一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること</p>	<p>〔1〕～〔10〕 同上</p> <p>(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査に関すること（予備設備への切替動作の確認に関することを含む。）。</p> <p>(12) 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。</p> <p>〔13〕・〔14〕 同上</p>		

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事業用電気通信設備の適用除外)</p> <p>第一条 [略]</p> <p>2 規則第十六条第四項の規定により規則第十一条の規定を適用しない携帯電話用設備は、利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。次項において同じ。)であつて、次に掲げる条件に適合するものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 当該携帯電話用設備に係るサービス提供区域(当該設備を用いて通信を行うために必要な電界強度が得られる範囲に限る。)において、当該設備が通常受けている電力の供給が停止した場合にその取り扱う通信が停止するおそれがあることについて当該設備を設置する建築物その他の工作物(以下この号において「建築物等」という。)の管理者に対する説明が行われているとともに、インターネットを利用する方法その他の方法により利用者に周知が図られていること。</p> <p>「3 略」</p> <p>(安定品質)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>「2 略」</p> <p>3 規則第三十五条の十三、第四十四条の二第四項、第四十五条の八第六項及び第五十四条第一項において読み替えて準用する規則第三十五条の二の三の規定により電気通信事業者が講じなければならない措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備(前号イ又はロに掲げる措置が講じられていないものを除く。)を介して音声伝送役務(電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供されるものに限る。)を提供する場合には、次に掲げる措置</p> <p>「イ〜ハ 略」</p> <p>ニ イ及びハに掲げる措置の結果、イに規定する品質が低下する傾向にあると認められる場合に、当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備相互間の通信に係る電気通信役務の品質について定期的に確認(デジタル技術の活用による確認を含む。)する措置</p> <p>「ホ 略」</p> <p>「4 略」</p>	<p>(事業用電気通信設備の適用除外)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 当該携帯電話用設備に係るサービス提供区域(当該設備を用いて通信を行うために必要な電界強度が得られる範囲に限る。)において、当該設備が通常受けている電力の供給が停止した場合にその取り扱う通信が停止するおそれがあることについて当該設備を設置する建築物その他の工作物(以下この号において「建築物等」という。)の管理者に対する説明が行われているとともに、建築物等において掲示する方法、インターネットを利用する方法その他の方法により利用者に周知が図られていること。</p> <p>「3 同上」</p> <p>(安定品質)</p> <p>第七条 [同上]</p> <p>「2 同上」</p> <p>3 [同上]</p> <p>「一 同上」</p> <p>「二 同上」</p> <p>「イ〜ハ 同上」</p> <p>ニ イ及びハに掲げる措置の結果、イに規定する品質が低下する傾向にあると認められる場合に、当該他の電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備相互間の通信に係る電気通信役務の品質について定期的に確認する措置</p> <p>「ホ 同上」</p> <p>「4 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。